

○ 北海道税条例

(昭和25年 8月28日条例第56号)

〔沿革〕

昭和26年 4月 3日 条例第23号

〔第1次改正〕

昭和26年 4月 3日 条例第24号

〔第2次改正〕

昭和26年 8月31日 条例第62号

〔第3次改正〕

昭和27年 4月18日 条例第12号

〔第4次改正〕

昭和27年 6月30日 条例第44号

〔第5次改正〕

昭和27年12月27日 条例第100号

〔第6次改正〕

昭和28年 4月 8日 条例第83号

〔第7次改正〕

昭和28年 4月 8日 条例第84号

〔第8次改正〕

昭和28年 6月30日 条例第91号

〔第9次改正〕

昭和28年10月 9日 条例第112号

〔第10次改正〕

昭和29年 7月22日 条例第44号

〔第11次改正〕

昭和30年 8月13日 条例第45号

〔第12次改正〕

昭和30年10月28日 条例第76号

〔第13次改正〕

昭和31年 4月25日 条例第33号

〔第14次改正〕

昭和32年 4月 6日 条例第29号

〔第15次改正〕

昭和32年 4月11日 条例第34号

〔第16次改正〕

昭和33年 3月31日 条例第11号

〔第17次改正〕

昭和33年 4月21日 条例第45号

〔第18次改正〕

昭和33年 6月28日 条例第57号

〔第19次改正〕

昭和33年 6月28日 条例第58号

〔第20次改正〕

昭和34年 4月 1日 条例第15号

〔第21次改正〕

昭和34年12月30日 条例第68号

〔第22次改正〕

昭和35年 4月16日 条例第10号

〔第23次改正〕

昭和36年 4月 1日 条例第12号

〔北海道税条例等の一部を改正する条例
第1条・第2条による改正〕

昭和36年 5月 1日 条例第52号

〔第24次改正〕

昭和36年10月28日 条例第71号

〔第25次改正〕

昭和37年 4月 1日 条例第1号

〔第26次改正〕

昭和38年 3月26日 条例第4号

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例第1条による改正〕

昭和38年 4月30日 条例第13号

〔第27次改正〕

昭和38年 7月30日 条例第17号

〔第28次改正〕

昭和38年10月12日 条例第31号

〔第29次改正〕

昭和39年 4月 1日 条例第1号

〔第30次改正〕

昭和39年 4月 1日 条例第48号

〔地方自治法の財務関係規定の改正に伴
う関係条例の整理等に関する条例第2
条による改正〕

昭和40年 3月31日 条例第1号

〔第31次改正〕

昭和41年 3月31日 条例第2号

〔第32次改正〕

昭和41年 4月30日 条例第24号

〔北海道支庁設置条例等の一部を改正す
る条例第3条による改正〕

昭和41年12月28日 条例第55号

〔第33次改正〕
昭和42年 5月31日 条例第21号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第
1条による改正〕
昭和42年 7月27日 条例第26号
〔第34次改正〕
昭和43年 3月31日 条例第21号
〔北海道小樽道税事務所条例の一部を改正
する条例附則第2項による改正〕
昭和43年 3月31日 条例第22号
〔第35次改正〕
昭和43年 6月21日 条例第28号
〔第36次改正〕
昭和44年 3月31日 条例第12号
〔第37次改正〕
昭和44年 4月 9日 条例第22号
〔第38次改正〕
昭和44年 7月23日 条例第27号
〔第39次改正〕
昭和45年 3月31日 条例第13号
〔第40次改正〕
昭和45年 4月17日 条例第36号
〔第41次改正〕
昭和45年 7月31日 条例第46号
〔北海道支庁設置条例等の一部を改正する
条例第3条による改正〕
昭和45年10月31日 条例第62号
〔北海道支庁設置条例等の一部を改正する
条例第3条による改正〕
昭和46年 3月12日 条例第9号
〔第42次改正〕
昭和46年 3月30日 条例第17号
〔第43次改正〕
昭和46年 7月30日 条例第28号
〔第44次改正〕
昭和46年11月 1日 条例第48号
〔町を市とする処分に伴う関係条例の整備
に関する条例第2条による改正〕
昭和47年 3月31日 条例第2号
〔第45次改正〕
昭和47年 4月 1日 条例第11号
〔第46次改正〕
昭和47年 4月 1日 条例第12号

〔町を市とする処分に伴う関係条例の
整備に関する条例第2条による改正〕
昭和47年 4月 3日 条例第32号
〔北海道道税事務所設置条例の一部を改
正する条例附則第2項による改正〕
昭和48年 4月 1日 条例第35号
〔第47次改正〕
昭和48年 4月16日 条例第41号
〔第48次改正〕
昭和48年 4月28日 条例第43号
〔第49次改正〕
昭和48年10月23日 条例第54号
〔第50次改正〕
昭和48年12月 1日 条例第63号
〔市の廃置分合に伴う関係条例の整備に
関する条例第2条による改正〕
昭和49年 3月31日 条例第12号
〔第51次改正〕
昭和50年 3月14日 条例第5号
〔第52次改正〕
昭和50年 3月31日 条例第18号
〔第53次改正〕
昭和50年 7月26日 条例第25号
〔第54次改正〕
昭和51年 3月31日 条例第8号
〔第55次改正〕
昭和51年 3月31日 条例第53号
〔第56次改正〕
昭和52年 3月31日 条例第21号
〔第57次改正〕
昭和53年 3月31日 条例第28号
〔第58次改正〕
昭和53年10月24日 条例第41号
〔第59次改正〕
昭和54年 3月31日 条例第16号
〔第60次改正〕
昭和54年 7月27日 条例第21号
〔第61次改正〕
昭和55年 3月31日 条例第56号
〔北海道道税事務所設置条例の一部を改
正する条例附則第2項による改正〕
昭和55年 3月31日 条例第58号
〔第62次改正〕

昭和55年 7月22日 条例第63号
〔第63次改正〕
昭和55年12月24日 条例第75号
〔第64次改正〕
昭和56年 3月31日 条例第31号
〔第65次改正〕
昭和56年 7月20日 条例第37号
〔第66次改正〕
昭和56年10月29日 条例第45号
〔第67次改正〕
昭和56年12月24日 条例第48号
〔第68次改正〕
昭和57年 4月 1日 条例第 5号
〔第69次改正〕
昭和58年 3月31日 条例第16号
〔第70次改正〕
昭和58年 8月 1日 条例第24号
〔第71次改正〕
昭和59年 4月 1日 条例第 7号
〔第72次改正〕
昭和59年 4月 1日 条例第50号
〔第73次改正〕
昭和59年 7月30日 条例第55号
〔第74次改正〕
昭和60年 4月 1日 条例第 3号
〔第75次改正〕
昭和60年 4月 1日 条例第 4号
〔第76次改正〕
昭和60年12月25日 条例第38号
〔第77次改正〕
昭和61年 4月 1日 条例第29号
〔第78次改正〕
昭和61年 7月24日 条例第38号
〔第79次改正〕
昭和62年 3月14日 条例第 4号
〔第80次改正〕
昭和62年 3月31日 条例第13号
〔第81次改正〕
昭和62年 7月29日 条例第23号
〔第82次改正〕
昭和62年12月23日 条例第36号
〔第83次改正〕
昭和63年 4月 1日 条例第 8号

〔第84次改正〕
昭和63年 4月 1日 条例第52号
〔第85次改正〕
昭和63年 7月30日 条例第58号
〔第86次改正〕
昭和63年12月21日 条例第64号
〔第87次改正〕
昭和63年12月30日 条例第76号
〔第88次改正〕
平成元年 3月31日 条例第17号
〔第89次改正〕
平成元年 3月31日 条例第51号
〔第90次改正〕
平成元年 7月14日 条例第52号
〔第91次改正〕
平成元年10月23日 条例第60号
〔第92次改正〕
平成 2年 3月31日 条例第15号
〔第93次改正〕
平成 2年 7月23日 条例第19号
〔第94次改正〕
平成 2年12月26日 条例第32号
〔第95次改正〕
平成 3年 3月30日 条例第11号
〔第96次改正〕
平成 3年 7月29日 条例第24号
〔第97次改正〕
平成 4年 3月31日 条例第10号
〔第98次改正〕
平成 4年 3月31日 条例第67号
〔第99次改正〕
平成 4年 7月 7日 条例第70号
〔第100次改正〕
平成 5年 3月31日 条例第18号
〔第101次改正〕
平成 5年 7月 9日 条例第20号
〔第102次改正〕
平成 6年 3月31日 条例第33号
〔第103次改正〕
平成 6年 7月 8日 条例第38号
〔第104次改正〕
平成 6年12月16日 条例第71号
〔第105次改正〕

平成7年3月10日条例第5号
〔第106次改正〕
平成7年3月31日条例第18号
〔第107次改正〕
平成7年7月21日条例第19号
〔北海道行政手続条例附則第4項による改正〕
平成7年7月21日条例第25号
〔第108次改正〕
平成7年12月28日条例第40号
〔第109次改正〕
平成8年3月31日条例第32号
〔第110次改正〕
平成8年7月11日条例第34号
〔第111次改正〕
平成8年8月30日条例第36号
〔町を市とする処分等に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕
平成9年3月31日条例第8号
〔第112次改正〕
平成9年7月10日条例第64号
〔第113次改正〕
平成10年3月31日条例第7号
〔第114次改正〕
平成10年3月31日条例第29号
〔第115次改正〕
平成10年5月29日条例第30号
〔第116次改正〕
平成10年7月1日条例第34号
〔北海道税条例の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成10年10月26日条例第41号
〔第117次改正〕
平成10年12月17日条例第50号
〔障害に関する用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例第1条による改正〕
平成10年12月17日条例第51号
〔第118次改正〕
平成11年3月31日条例第20号
〔第119次改正〕
平成11年7月23日条例第26号
〔第120次改正〕
平成11年12月17日条例第53号
〔第121次改正〕

平成12年3月29日条例第37号
〔第122次改正〕
平成12年3月31日条例第92号
〔第123次改正〕
平成12年7月21日条例第94号
〔第124次改正〕
平成12年10月24日条例第110号
〔北海道税条例の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成12年12月20日条例第126号
〔第125次改正〕
平成13年3月30日条例第13号
〔第126次改正〕
平成13年3月30日条例第43号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成13年7月10日条例第45号
〔第127次改正〕
平成13年10月19日条例第59号
〔第128次改正〕
平成14年3月29日条例第13号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・附則第5項による改正〕
平成14年3月31日条例第44号
〔第129次改正〕
平成14年7月10日条例第48号
〔第130次改正〕
平成14年10月18日条例第61号
〔北海道条例の左横書きの実施等に関する条例第2条・第3条による改正〕
平成14年10月18日条例第62号
〔第131次改正〕
平成15年3月31日条例第36号
〔第132次改正〕
平成15年8月8日条例第42号
〔第133次改正〕
平成16年3月31日条例第14号
〔北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第10条による改正〕
平成16年3月31日条例第76号

〔第134次改正〕
平成16年 7 月 6 日 条例第79号
〔第135次改正〕
平成16年12月17日 条例第100号
〔第136次改正〕
平成17年 3 月31日 条例第60号
〔第137次改正〕
平成17年 7 月12日 条例第67号
〔第138次改正〕
平成17年12月20日 条例第126号
〔第139次改正〕
平成18年 1 月31日 条例第 1 号
〔市町村の配置分合に伴う関係条例の整理
に関する条例第 2 条による改正〕
平成18年 3 月31日 条例第60号
〔第140次改正〕
平成18年 7 月14日 条例第62号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第
1 条・附則第12項による改正〕
平成19年 3 月16日 条例第11号
〔北海道札幌道税事務所条例附則第 4 項に
よる改正〕
平成19年 3 月30日 条例第43号
〔第141次改正〕
平成19年 7 月20日 条例第47号
〔第142次改正〕
平成20年 3 月31日 条例第75号
〔第143次改正〕
平成20年 4 月30日 条例第76号
〔第144次改正〕
平成20年 6 月30日 条例第78号
〔北海道総合振興局設置条例附則第 5 項に
よる改正
註 この一部改正規定は、平成21年 3 月31
日 条例第52号により一部改正された〕
平成20年 6 月30日 条例第79号
〔第145次改正〕
平成20年10月14日 条例第91号
〔一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律の施行等に伴う関係条例の整理に関
する条例第 3 条による改正〕
平成20年10月14日 条例第93号
〔第146次改正〕

平成20年10月14日 条例第98号
〔空港整備法の一部改正に伴う関係条例
の整理に関する条例第 1 条による改正〕
平成21年 3 月31日 条例第15号
〔北海道条例の整備に関する条例第12条
・第14条による改正〕
平成21年 3 月31日 条例第52号
〔北海道総合振興局設置条例の一部を改
正する条例による改正〕
平成21年 3 月31日 条例第54号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例
第 1 条・第 2 条による改正〕
平成21年 7 月10日 条例第66号
〔第147次改正〕
平成22年 3 月31日 条例第29号
〔第148次改正〕
平成22年 6 月29日 条例第35号
〔第149次改正〕
平成22年12月17日 条例第59号
〔第150次改正〕
平成23年 6 月30日 条例第32号
〔第151次改正〕
平成23年 7 月19日 条例第33号
〔第152次改正〕
平成23年10月18日 条例第46号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例
第 1 条・第 2 条・第 3 条による改正〕
平成23年12月20日 条例第57号
〔第153次改正〕
平成23年12月28日 条例第69号
〔第154次改正〕
平成24年 3 月30日 条例第17号
〔第155次改正〕
平成24年 3 月31日 条例第78号
〔第156次改正〕
平成24年12月28日 条例第114号
〔第157次改正〕
平成25年 3 月30日 条例第31号
〔第158次改正〕
平成25年 7 月16日 条例第36号
〔第159次改正〕
平成25年12月20日 条例第61号
〔北海道控除対象特定非営利活動法人等

を定める条例附則第2項による改正]
平成26年3月31日条例第82号
〔第160次改正〕
平成26年7月15日条例第85号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第3条による改正〕
平成27年3月20日条例第1号
〔北海道行政手続条例の一部を改正する条例附則第2項による改正〕
平成27年3月20日条例第8号
〔鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第1条による改正
註 この一部改正規定は、平成27年3月31日条例第37号により一部改正された〕
平成27年3月31日条例第37号
〔第161次改正〕
平成27年7月21日条例第41号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第4条による改正
註 この一部改正規定は、平成28年3月31日条例第75号により一部改正された〕
平成27年10月13日条例第50号
〔第162次改正〕
平成27年12月15日条例第56号
〔第163次改正〕
平成28年3月31日条例第30号
〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第4条による改正〕
平成28年3月31日条例第75号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成28年7月19日条例第78号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条による改正〕
平成29年3月31日条例第9号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第4条による改正
註1 この一部改正規定は、平成29年7月18日条例第43号により一部改正された
註2 この一部改正規定は、平成29年12月18日条例第59号により一部改正された
註3 この一部改正規定は、令和元年7月

23日条例第4号により一部改正された〕
平成29年3月31日条例第41号
〔第164次改正〕
平成29年7月18日条例第43号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
平成29年12月18日条例第59号
〔北海道税条例及び北海道循環資源利用促進税条例の一部を改正する条例第1条・附則第3項による改正〕
平成30年3月30日条例第4号
〔北海道核燃料税条例附則第5項による改正〕
平成30年3月31日条例第43号
〔第165次改正〕
平成30年7月18日条例第44号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第3条・第4条・第5条第6条による改正
註 この一部改正規定は、令和元年7月23日条例第4号により一部改正された〕
平成31年3月31日条例第60号
〔第166次改正〕
令和元年5月31日条例第1号
〔第167次改正〕
令和元年7月23日条例第4号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第3条・第4条による改正〕
令和2年3月31日条例第67号
〔第168次改正〕
令和2年7月14日条例第71号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条・第3条による改正〕
令和2年12月22日条例第96号
〔第169次改正〕
令和3年3月31日条例第21号
〔第170次改正〕
令和3年7月14日条例第23号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第1条・第2条による改正〕
令和3年10月19日条例第33号
〔第171次改正〕

令和4年3月31日条例第25号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第
1条・第2条による改正〕
令和4年7月8日条例第27号
〔北海道税条例の一部を改正する条例によ
る改正〕
令和5年3月31日条例第29号
〔第172次改正〕
令和5年7月25日条例第34号
〔北海道税条例等の一部を改正する条例第
1条・第2条による改正〕
令和6年3月31日条例第65号
〔第173次改正〕

北海道税条例を、ここに公布する。

北海道税条例

目次

第1章 総則

第1節 通則

第2節 賦課徴収

第3節 北海道行政手続条例との関係

第2章 普通税

第1節 道民税

第2節 事業税

第3節 地方消費税

第4節 不動産取得税

第5節 道たばこ税

第6節 ゴルフ場利用税

第7節 軽油引取税

第8節 自動車税

第9節 鉱区税

第10節 削除

第11節 道固定資産税

第3章 目的税

第1節及び第2節 削除

第3節 狩猟税

第4章 電子計算機を使用して作成する道税関係帳簿の保存方法等の特例

附則

第1章 総則

第1節 通則

(課税の根拠)

第1条 北海道税（以下「道税」という。）の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

(所管区域の特例)

第2条 道税の賦課徴収事務に関しては、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び石狩市にあっては石狩振興局、函館市及び北斗市にあっては渡島総合振興局、小樽市にあっては後志総合振興局、旭川市、士別市、名寄市及び富良野市にあっては上川総合振興局、室蘭市、苫小牧市、登別市及び伊達市にあっては胆振総合振興局、釧路市にあっては釧路総合振興局、根室市にあっては根室振興局、帯広市にあっては十勝総合振興局、北見市、網走市及び紋別市にあってはオホーツク総合振興局、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市及び深川市にあっては空知総合振興局、留萌市にあっては留萌振興局、稚内市にあっては宗谷総合振興局の所管区域に属するものとみなす。

一部改正〔昭和28年条例84号・91号・29年44号・31年33号・32年34号・33年11号・58号

・38年13号・41年24号・43年21号・45年46号・62号・46年48号・47年12号・48年63号・55年56号・平成8年36号・18年1号・20年78号]

(道税として課する税目)

第3条 道税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 道民税
- (2) 事業税
- (3) 地方消費税
- (4) 不動産取得税
- (5) 道たばこ税
- (6) ゴルフ場利用税
- (7) 軽油引取税
- (8) 自動車税
- (9) 鉱区税
- (10) 道固定資産税

2 道税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 削除
- (3) 狩猟税

一部改正〔昭和26年条例62号・27年44号・28年84号・29年44号・31年33号・32年29号・36年12号・52号・38年17号・43年28号・54年16号・平成元年17号・7年5号・9年8号・16年76号・21年54号・29年9号・令和元年4号〕

(徴税吏員の証票)

第4条 徴税吏員は、道税の賦課徴収に関する調査のために質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う場合においては、当該徴税吏員の身分を証明する証票を、徴収金に関する財産差押を行う場合においては、その命令を受けた徴税吏員であることを証明する証票を、道税に関する犯則事件の調査を行う場合においては、その職務を指定された徴税吏員であることを証明する証票を、それぞれ携帯しなければならない。

一部改正〔昭和41年条例55号・令和5年34号〕

(納税管理人の申告等)

第5条 道税（個人の道民税、地方消費税、道たばこ税、軽油引取税、自動車税の環境性能割及び狩猟税を除く。第4項及び次条第1項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者は、道内に住所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（第24条第1項及び第34条第2項において「寮等」という。）を有しない場合においては、課税地を所管する総合振興局若しくは振興局若しくは札幌道税事務所（以下「総合振興局等」という。）の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれをその必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定による申告又は申請をした納税管理人について次項の申告書又は申請書の記

載事項に変更があった場合（前項後段に規定する場合を除く。）は、当該申告又は申請をした者は、その変更があった日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による申告又は申請は、納税管理人又は納税管理人として定めようとする者と連署した申告書又は申請書によってしなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る道税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

一部改正〔昭和29年条例44号・31年33号・32年34号・36年52号・71号・38年17号・43年21号・28号・54年16号・平成元年17号・7年5号・9年8号・10年29号・16年76号・19年11号・20年78号・26年85号・29年9号・令和元年4号〕

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第6条 前条第4項の認定を受けていない道税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、知事が決定し、その者に通知する。

3 第1項の過料を徴収する場合に発する通知に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

一部改正〔昭和39年条例48号・41年55号・平成10年29号・21年15号・23年46号・26年85号〕

（総合振興局長及び振興局長並びに札幌道税事務所長に対する知事の権限の委任）

第6条の2 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）で定めるその権限の一部を、総合振興局長等の長に委任することができる。

追加〔昭和26年条例62号〕、一部改正〔昭和28年条例91号・43年21号・平成19年11号・20年78号・24年114号〕

（規則への委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔昭和41年条例55号〕

第2節 賦課徴収

（課税地）

第8条 徴収金は、次に掲げる課税地において賦課徴収する。

(1) 道 民 税 個人に係るものにあつては住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地、法人、利子等、特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に係るものにあつては札幌道税事務所の所管区域内の地

(2) 事 業 税 法人に係るものにあつては札幌道税事務所の所管区域内の地、個人に係るものにあつては主たる事務所又は事業所の所在地（主たる事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあつては、札幌道税事務所の所管区域内の地）

(3) 地 方 消 費 税 譲渡割にあつては法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に

応じ当該各号に定める場所又は同条第6項に規定する税務署の所在地、貨物割にあっては同条第1項に規定する保税地域の所在地又は同条第6項に規定する税関の所在地

- (4) 不動産取得税 不動産の所在地
- (5) 道たばこ税 主たる事務所又は事業所の所在地（主たる事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあっては、札幌道税事務所の所管区域内の地）
- (6) ゴルフ場利用税 ゴルフ場の所在地
- (7) 軽油引取税 第61条第1項又は第2項の場合にあっては特約業者又は元売業者の事務所又は事業所の所在地（特約業者又は元売業者の事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあっては、札幌道税事務所の所管区域内の地）、同条第3項の場合にあっては特約業者又は元売業者の事業所の所在地、同条第4項の場合にあっては特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下「石油製品販売業者」という。）の事業所の所在地、同条第5項の場合にあっては自動車の主たる定置場の所在地、同条第6項の場合にあっては当該軽油を所有している者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地、第61条の2第1項第1号又は第2号の場合にあっては当該軽油の消費をする者の当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、同項第3号又は第4号の場合にあっては当該軽油に係る第61条の12第6項に規定する免税証の交付を受けた地、第61条の2第1項第5号の場合にあっては当該消費又は譲渡をする者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、同項第6号の場合にあっては当該輸入をする者（関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地
- (8) 自動車税 札幌道税事務所の所管区域内の地
- (9) 鉦区税 札幌道税事務所の所管区域内の地
- (10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地
- (11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地）

2 知事は、前項の規定による課税地により難いと認める場合には、別に課税地を指定することができる。

全部改正〔昭和32年条例34号〕、一部改正〔昭和36年条例12号・52号・37年1号・38年17号・40年1号・42年21号・43年21号・28号・47年32号・48年41号・54年16号・60年3号・62年36号・平成元年17号・52号・5年18号・7年5号・9年8号・12年37号・126号・13年43号・14年13号・48号・15年42号・16年76号・19年11号・20年78号・21年54号・23年57号・24年114号・29年9号・令和元年4号〕

（申告書、申請書等の提出）

第9条 この条例の規定による申告書、申請書及びその他の書類は、別に定があるもののほか、課税地を所管する総合振興局等の長を経由して、知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和26年条例62号・29年44号・43年21号・平成14年13号・20年78号・24年114号〕

（道税の課税標準の決定）

第10条 普通徴収に係る道税の課税標準は、納税義務者の申告によって、申告しない場合又は申告が不相当と認められる場合は、調査の上知事が決定する。

（課税漏れ等に係る徴収金の取扱い）

第11条 課税漏れに係る道税又は偽りその他不正の行為により免れた徴収金については、課税すべき年度の税率によってその金額を直ちに賦課徴収する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

（道税の普通徴収の方法）

第12条 普通徴収の方法によって道税を徴収する場合に、納税者に交付すべき納税通知書は、定期に課するものにあつては納期開始前に、随時に課するものにあつては遅くともその納期限前10日までに、納税者に交付しなければならない。

一部改正〔昭和38年条例17号・41年55号〕

（定期に課する道税の納期変更）

第13条 知事は、特別の事情によって必要があると認めるときは、定期に課する普通徴収に係る道税の納期を適宜変更することができる。

（随時に課する道税の納期限）

第14条 随時に課する道税は、知事の定める納期限によって徴収する。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等）

第15条 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条、次条及び第18条の4において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条並びに次条第5項及び第6項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限までに納付し、又はその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(徴収猶予の申請書の記載事項等)

第16条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）
 - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 第1項第5号に掲げる事項
 - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の

収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (3) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号に掲げる事項
 - (5) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 6 法第15条の2第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 7 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び前項第3号に掲げる書類とする。
- 8 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
全部改正〔平成27年条例50号〕

（職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等）

第17条 第15条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条、次条第1項及び第18条の4において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（次項及び次条第2項において「職権による換価の猶予の期間の延長」という。）について準用する。

- 2 前項において準用する第15条第1項又は第3項の場合において、知事は、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予の期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに、これらに係る徴収金を分割して納付し、又は納入させるものとする。

全部改正〔平成27年条例50号〕

（職権による換価の猶予等に係る提出書類）

第18条 法第15条の5の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類

- (2) 当該職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該職権による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (4) 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
- 2 法第15条の5の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (4) 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
- 全部改正〔平成27年条例50号〕

（申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法の決定等）

第18条の2 第15条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条から第18条の4までにおいて「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（次項並びに次条第4項及び第5項において「申請による換価猶予の期間の延長」という。）について準用する。

- 2 前項において準用する第15条第1項又は第3項の場合において、知事は、当該申請による換価の猶予又は当該申請による換価猶予の期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに、これらに係る徴収金を分割して納付し、又は納入させるものとする。

追加〔平成27年条例50号〕

（申請による換価の猶予の申請期間等）

第18条の3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

- 2 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額
 - (6) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

- (7) その他知事が必要と認める事項
- 3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 4 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第2項第5号に掲げる事項
 - (5) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第16条第2項第2号に掲げる書類
 - (2) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価猶予の期間の延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- 追加〔平成27年条例50号〕

（担保を徴する必要がない場合）

第18条の4 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予の期間が3月以内である場合及び担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

追加〔平成27年条例第50号〕

（公示送達）

第19条 法第20条の2の規定による公示送達は、道又は課税地を所管する総合振興局等の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、必要と認めるときは、知事の指定する道税事務

の所掌機関の掲示場に掲示することができる。

注 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行〔令和5年34号〕

(公示送達)

第19条 法第20条の2の規定による公示送達は、同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を道の掲示場若しくは送達すべき書類を保管している総合振興局等若しくは総合振興局道税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を道に設置した電子計算機若しくは送達すべき書類を保管している総合振興局等若しくは総合振興局道税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

一部改正〔昭和33年条例11号・34年68号・36年71号・43年21号・平成7年5号・20年78号・令和5年34号〕

(納税証明書の交付手数料)

第19条の2 法第20条の10の規定による証明書（第69条の2及び第74条の2の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、規則で定めるところにより、1件につき400円の交付手数料を、当該交付を請求する際に、北海道収入証紙で納付しなければならない。

追加〔昭和34年条例68号〕、一部改正〔昭和40年条例1号・51年8号・59年7号・63年8号・平成元年17号・4年10号・12年37号〕

(災害等による期限の延長)

第20条 知事は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において、道税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）の期限までに申告等ができないと認めるときは、規則の定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、申告等の期限を延長することができる。

- (1) 災害により交通機関又は通信機関に障害を生じ、これらの機関を利用することができなくなったとき。
- (2) 災害により著しく資力を喪失したとき。
- (3) 本人又は本人と生計を一にする扶養親族の疾病により異常の出費があったとき。
- (4) 前各号のほか、特別の事情があるとき。

全部改正〔昭和38年条例17号〕、一部改正〔昭和39年条例1号・平成28年30号〕

(郵送等に係る書類の提出時期の特例)

第20条の2 この条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収猶予の申請又は更正の請求に関する書類その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める書類が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同

条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出されたときは、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

注 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行〔令和5年34号〕

（郵送等に係る書類の提出時期の特例）

第20条の2 この条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収猶予の申請又は更正の請求に関する書類その他総務省令で定める書類が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出されたときは、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

追加〔昭和38年条例17号〕、一部改正〔平成15年条例42号・18年62号・令和5年34号〕

（口座振替に係る納期限の特例）

第20条の3 申告納付又は申告納入に係る道税に関する申告書が当該申告書の提出期限までに提出され、当該申告書の提出により納付し又は納入すべき額の確定した徴収金で当該提出期限と同時に納期限の到来するものが、口座振替の方法により政令第6条の18の2第1項に規定する日までに納付され又は納入された場合には、その納付又は納入の日が納期限後である場合においても、その納付又は納入は納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

追加〔平成12年条例92号〕、一部改正〔平成12年条例94号・27年50号〕

（督促）

第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、これを発しないものとする。

一部改正〔昭和34年条例68号・41年55号〕

第3節 北海道行政手続条例との関係

追加〔平成7年条例19号〕

（北海道行政手続条例の適用除外）

第22条 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第3条又は第4条に定めるもののほか、道税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北海道行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の

規定は、適用しない。

- 2 北海道行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

全部改正〔平成7年条例19号〕、一部改正〔平成25年条例36号・27年1号〕

第23条 削除

削除〔昭和38年条例17号〕

第2章 普通税

第1節 道民税

全部改正〔昭和29年条例44号〕

（納税義務者等）

- 第24条** 道民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額により、第5号に掲げる者に対しては利子割額により、第6号に掲げる者に対しては配当割額により、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

(1) 道内に住所を有する個人

(2) 道内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

(3) 道内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 道内に寮等を有する法人で道内に事務所又は事業所を有しないもの

(4)の2 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節及び次節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道内に事務所又は事業所を有するもの

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人

(6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有するもの

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有するもの

- 2 前項第1号、第6号及び第7号の道内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者については、道の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者（法第294条第3項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第4項に規定する者を除く。）をいう。

- 3 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業（政令第7条の4に規定する事業をいう。以下この節において同じ。）を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する道民税は、第1項の規定にかかわらず、道内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

- 4 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組

合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、道内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下道民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第35条第2項から第4項までを除く。）の規定を適用する。

6 第1項第2号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道民税を課する。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和40年条例1号・45年36号・46年28号・59年50号・62年36号・平成3年24号・7年5号・10年34号・41号・12年92号・14年48号・15年36号・42号・16年76号・19年47号・20年76号・79号・25年36号・26年85号・30年44号・令和元年4号・2年71号・4年25号〕

（個人の道民税の非課税の範囲）

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては道民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第32条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しないものについては、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者（法第23条第1項第10号に該当する者をいう。第43条の7第1項において同じ。）、未成年者、寡婦（法第23条第1項第11号に該当する者をいう。第43条の7第1項において同じ。）又はひとり親（法第23条第1項第12号に該当する者をいう。第43条の7第1項において同じ。）（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法第295条第3項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道民税の均等割を課さない。

追加〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和37年条例1号・39年1号・40年1号・41年2号・55号・42年21号・43年22号・44年22号・45年36号・46年17号・47年11号・48年43号・49年12号・50年18号・51年53号・52年21号・59年50号・62年36号・平成元年17号・6年38号・16年76号・17年67号・29年43号・30年44号・令和2年71号〕

（所得割の課税標準）

第25条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は政令に特別の定めがある

場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和41年条例2号・62年36号・平成27年41号・令和5年34号〕

（所得控除）

第25条の2 所得割の納税義務者が法第34条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

全部改正〔昭和59年条例7号〕、一部改正〔昭和62年条例36号・平成元年52号・2年19号・3年11号・13年45号・16年79号・18年62号・20年79号・29年43号・令和2年71号〕

（所得割の税率）

第26条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4（所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（次条及び第26条の3において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の2）を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和37年条例1号・41年2号・62年36号・平成元年17号・3年11号・7年5号・9年8号・18年62号・29年43号〕

（調整控除）

第26条の2 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(ア) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者（法第34条第3項に規定する同居特別障害者を	a bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき1万円 b 当該障害者が特別障害者（法第34条第1項第6号に規定する特別障害者を
--	--

いう。以下この表において同じ。) である同一生計配偶者及び扶養親族を除く。) を有する所得割の納税義務者	いう。以下この表において同じ。) である場合 当該特別障害者 1 人につき 10 万円
(イ) 同居特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者 1 人につき 22 万円
(ウ) 寡婦又は法第 37 条第 1 号イの表の(3)に規定するひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者	1 万円
(エ) 法第 37 条第 1 号イの表の(4)に規定するひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者	5 万円
(オ) 勤労学生である所得割の納税義務者	1 万円
(カ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	a b に掲げる場合以外の場合 5 万円 (当該納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円を超え 950 万円以下である場合には 4 万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円を超え 1,000 万円以下である場合には 2 万円) b 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者(法第 34 条第 1 項第 10 号イに規定する老人控除対象配偶者をいう。)である場合 10 万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円を超え 950 万円以下である場合には 6 万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円を超え 1,000 万円以下である場合には 3 万円)
(キ) 自己と生計を一にする法第 34 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する配偶者(前年の合計所得金額が 55 万円未満である者に限る。) で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)	a b に掲げる場合以外の場合 5 万円 (当該納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円を超え 950 万円以下である場合には 4 万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円を超え 1,000 万円以下である場合には 2 万円) b 当該配偶者の前年の合計所得金額が 50 万円以上 55 万円未満である場合 3 万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が 900 万円を超え 950 万円以下である場合には 2 万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 950 万円を超え 1,000 万円以下である場合には 1 万円)
(ク) 控除対象扶養親族(法第 34 条第 1 項第 11 号に規定する控除対象扶養親族を	a b 及び c に掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族 1 人につき 5 万

しい、同居直系尊属（同条第4項に規定する同居直系尊属をいう。以下この表において同じ。）である老人扶養親族（同号に規定する老人扶養親族をいう。以下この表において同じ。）を除く。）を有する所得割の納税義務者	円 b 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族（法第34条第1項第11号に規定する特定扶養親族をいう。）である場合 当該特定扶養親族1人につき18万円 c 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき10万円
(け) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族1人につき13万円

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

追加〔平成18年条例62号〕、一部改正〔平成22年条例35号・29年43号・30年44号・令和元年4号・2年71号〕

（寄附金税額控除）

第26条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を道内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第

41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号及び次号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

ア 主たる事務所を道内に有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。）

イ 知事又は北海道教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託に支出した金銭

ウ その他道民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第26条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	100分の50
4,000万円を超える金額	100分の45

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第26条第2項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額

について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

追加〔平成20年条例79号〕、一部改正〔平成20年条例93号・23年46号・25年36号・61号・26年85号・27年37号・29年43号・令和元年1号〕

（所得割の外国税額控除）

第27条 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和37年条例1号・38年17号・41年2号・42年26号・62年36号・平成元年17号・15年42号・18年62号・20年79号・21年15号・26年85号・29年59号〕

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第26条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成18年条例62号・20年79号・29年41号・令和4年27号〕

（個人の均等割の税率）

第28条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和51年条例53号・55年58号・60年4号・平成8年32号〕

（賦課期日）

第28条の2 個人の道民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

追加〔昭和41年条例55号〕

（個人の道民税の賦課徴収）

第28条の3 個人の道民税の賦課徴収は、法第739条の5の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 知事は、市町村が前項の規定により行う個人の道民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行うものとする。

追加〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和41年条例55号・令和元年4号〕

（個人の道民税の申告）

第28条の4 第24条第1項第1号の者で法第317条の2第1項から第5項までの市町村民税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて法第45条の2の道民税に関する申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村の長に提出しなければならない。

追加〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和41年条例55号・令和2年71号〕

（個人の道民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の5 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者は、同項又は同条第2項に規定する道民税に関する申告書を、法第317条の3の2第1項又は第2項に規定する市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の2第1項に規定する給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

注 令和7年1月1日から施行〔令和5年34号〕

（個人の道民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の5 法第45条の3の2第1項に規定する給与所得者は、同項又は同条第3項に規定する道民税に関する申告書を、法第317条の3の2第1項又は第3項に規定する市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の2第1項に規定する給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

追加〔平成22年条例35号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年67号・4年27号・5年34号〕

（個人の道民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第28条の6 法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者は、同項に規定する道民税に関する申告書を、法第317条の3の3第1項又は第2項に規定する市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項に規定する公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

追加〔平成22年条例35号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年67号・4年27号〕

（個人の道民税の賦課徴収に関する報告）

第29条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の道民税に関し、次に掲げる事項を、文書により、当該年度の6月30日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 個人の道民税の納税義務者数
- (2) 道民税及び市町村民税の均等割の課税額の総額
- (3) 道民税及び市町村民税の所得割の課税額の総額
- (4) 個人の道民税（分離課税に係る所得割を除く。以下この号において同じ。）の課税額

と個人の市町村民税（法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の課税額との合計額に対する個人の道民税の課税額の割合

- 2 市町村長は、次の各号に掲げる事項に関し、当該年度の3月31日現在における状況を、文書により、当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。
 - (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 個人の道民税の課税額と個人の市町村民税の課税額との合計額に対する個人の道民税の課税額の割合
- 3 市町村長は、個人の道民税の滞納の状況に関し、当該年度の翌年度の5月31日現在における状況について、次に掲げる事項を、文書により、当該年度の翌年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。
 - (1) 滞納の件数及びこれに係る税額の合計額
 - (2) 徴収猶予の件数及びこれに係る税額の合計額
 - (3) 換価の猶予の件数及びこれに係る税額の合計額
 - (4) 滞納処分の執行の停止の件数及びこれに係る税額の合計額
- 4 知事は、必要がある場合においては、前3項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の道民税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和41年条例55号〕

（個人の道民税に係る徴収金の払込の方法）

第30条 市町村が法第739条の4第2項の規定により個人の道民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書により指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）に払い込むものとする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和33年条例45号・39年48号・55号・45年36号・令和元年4号〕

第31条 削除

削除〔昭和36年条例71号〕

（個人の道民税に係る徴収取扱費の交付）

第32条 個人の道民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

- (1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の道民税の納税義務者の数を3,000円に乗じて得た金額
 - (2) 市町村が徴収した個人の道民税に係る徴収金を法第17条又は第17条の2の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額
 - (3) 法第17条の4の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額
 - (4) 法第321条第2項の規定により市町村が交付した個人の道民税の納期限前の納付に対する報奨金の額に相当する金額
 - (5) 第27条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により市町村が還付した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額
- 2 市町村長は、6月、9月、12月及び3月の各月10日までに、それぞれその月の前3月間

における事実に基づき、計算書によって前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならないものとする。

- 3 知事は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があった場合には、直ちに徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和31年条例33号・34年68号・36年71号・37年1号・38年17号・39年48号・40年1号・41年2号・55号・51年53号・平成18年62号・20年79号・令和元年4号〕

(退職所得の課税の特例)

第32条の2 退職手当等（所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第25条、第26条及び第28条の2の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第32条の8までに規定するところによって課する。

追加〔昭和41年条例55号〕、一部改正〔平成元年条例17号〕

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第32条の3 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

- 2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

追加〔昭和41年条例55号〕

(分離課税に係る所得割の税率)

第32条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

全部改正〔平成18年条例62号〕

(納入申告書の提出)

第32条の5 法第328条の5第2項又は第3項の規定に基づく市町村民税に関する納入申告書を提出する者は、当該納入申告書と併せて法第50条の5の規定に基づく道民税に関する納入申告書を市町村長に提出しなければならない。

追加〔昭和41年条例55号〕、一部改正〔昭和42年条例21号〕

(特別徴収税額)

第32条の6 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書（以下この条において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第32条の3及び第32条の4の規定を適用して計算した税額
- (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第32条の3及び第32条の4の規定を適用して計算した

税額から、その支払済みの他の退職手当等につき徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

- 2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第32条の3及び第32条の4の規定を適用して計算した税額とする。

追加〔昭和41年条例55号〕

(退職所得申告書)

第32条の7 退職手当等の支払を受ける者は、法第328条の7第1項の規定に基づいて市町村長に提出する市町村民税に関する申告書と併せて法第50条の7の規定に基づく道民税に関する申告書を、当該退職手当等の支払者を經由して、当該市町村長に提出しなければならない。

追加〔昭和41年条例55号〕

(分離課税に係る所得割の普通徴収税額)

第32条の8 その年において退職手当等の支払を受けた者が第32条の6第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第32条の3及び第32条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき法第41条第1項の規定によってその例によることとされる法第328条の5第2項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、市町村長が普通徴収の方法によって徴収すべき税額は、その超える金額に相当する税額とする。

追加〔昭和41年条例55号〕

(法人税割の税率)

第33条 法人税割の税率は、100分の1とする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例45号・40年1号・41年2号・45年36号・49年12号・56年37号・平成26年85号・29年9号・令和元年4号〕

(法人の均等割の税率)

第34条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	年額 20,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第24条第4項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号及び第37条第1	

<p>項において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの</p>	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 法第52条第2項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。))に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和31年条例33号・42年21号・51年53号・52年21号・53年28号・56年31号・58年16号・59年50号・平成6年33号・7年40号・14年62号・18年60号・20年76号・79号・22年35号・27年37号・41号・30年43号・令和2年71

(外国の法人税等の額の控除)

第34条の2 法第23条第1項第3号イに規定する内国法人（第5項及び第10項において「内国法人」という。）又は同号ロに規定する外国法人（以下この項において「外国法人」という。）が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で政令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で政令第9条の7第5項に規定するものの合計額を超える額があるときは、同条第6項又は第7項の規定により計算した額を限度として、同条第18項、第19項及び第28項の規定により、当該超える金額（同条第29項に規定する金額に限る。）を法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この条において同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人（法第53条第5項に規定する被合併法人をいう。）の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第24条第4項に規定する公益法人等をいう。第5項及び第11項において同じ。）に該当することとなった日の前日の属する事業年度を除く。以下この項から第4項までにおいて「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

3 前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

- (1) 法人税法第69条第16項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）
- (2) 法人税法第69条第16項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合
- (3) 地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

4 適用事業年度について前項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して法第53条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該

申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額または当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

- 5 通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。次項から第8項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第2項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第8項第1号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があった場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る同条第34項に規定する申告書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正のうち、最も新しいものに係る当該過去適用事業年度の第1項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令第9条の7の2第1項、第2項及び第4項の規定により、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第7項から第9項までにおいて同じ。）を当該対象事業年度の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。
- 6 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令第9条の7の2第3項及び第5項の規定により、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第9項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。
- 7 前2項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限り。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項から第9項までにおいて同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は

当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

- 8 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。
- (1) 対象事業年度において第5項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第6項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第3項の規定の適用がある場合
 - (2) 法人税法第69条第21項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）
 - (3) 地方法人税法第12条第11項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）
- 9 対象事業年度について前項の規定を適用して法第53条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。
- 10 第5項及び第6項の規定は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には を当該対象事業年度	超えるときは を当該最終事業年度
第6項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

- 11 第5項及び第6項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について

て準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	の各事業年度（以下この項から第9項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなった日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には を当該対象事業年度	超えるときは を当該最終事業年度
第6項	の対象事業年度において	が第24条第4項に規定する公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

追加〔昭和37年条例1号〕、一部改正〔昭和38年条例17号・40年1号・46年28号・62年36号・平成12年92号・94号・13年43号・45号・14年62号・16年76号・19年47号・20年76号・21年15号・22年35号・23年46号・25年36号・26年85号・27年41号・29年41号・令和2年71号・3年23号・4年25号〕

（法人の道民税の申告納付）

第35条 道民税を申告納付する義務がある法人は、法第53条の規定により同条第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書を知事に提出し、並びにその申告に係る税金を総務省令で定める様式により指定金融機関又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。以下同じ。）に納付しなければならない。

2 特定法人（法第53条第66項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、同条第1項、第2項、第31項又は第33項から第35項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道民税の申告については、同条第1項、第2項、第31項及び第33項から第35項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる。

3 法第53条第69項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受け

ることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第53条第31項若しくは第35項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事に提出しなければならない。

4 法第53条第69項の規定の適用を受けている内国法人は、第2項の申告につき同条第69項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和36年条例71号・39年48号・40年1号・41年55号・43年22号・61年29号・62年36号・平成12年126号・13年43号・14年62号・18年62号・20年76号・22年35号・30年43号・44号・令和元年4号・2年71号・3年23号・4年25号〕

（法人の道民税に係る不足税額の納付）

第36条 法人の道民税の納税者は、法第55条の規定による法人の道民税に係る更正等の通知書を受けた場合においては、当該不足税額を総務省令で定める様式により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和35年条例10号、39年48号・41年55号・61年29号・63年58号・平成12年126号・20年76号・令和5年34号〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道民税の徴収猶予）

第36条の2 知事は、法人が法人税法第139条第1項に規定する租税条約（以下この項及び第42条の2第1項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び第42条の2第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び第42条の2第1項において「相互協議」という。）の申入れがあった場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第53条第35項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第53条第35項又は第56条第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和37年法律第66号）第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項又は第3項の規定により更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、

政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時にあって当該法人税割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の31第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき。
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
 - (3) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
 - (4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき(知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

追加〔平成20年条例76号〕、一部改正〔平成22年条例29号・35号・24年17号・26年85号・27年41号・28年78号・29年41号・30年44号・令和元年4号・2年71号〕

(法人の道民税の減免)

第37条 知事は、地域住民の福祉の増進を主たる目的とする一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)又は公益社団法人若しくは公益財団法人で、次の各号のいずれにも該当するもののうち、必

要があると認めるものに対しては、法人の道民税の均等割を減免することができる。

- (1) 住民の会議又は集会の用に供する施設を設置し、又は管理し、及び運営しているもの
- (2) 収益事業を行わないもの

2 知事は、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、収益事業を行わないものに対しては、法人の道民税の均等割を減免する。

3 前2項の規定によって減免を受けようとする者は、当該年度の法人の道民税の申告書の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び名称
- (2) 年度及び税額
- (3) 第1項の規定による減免を受けようとする者にあつては、同項第1号の施設の所在地及び名称
- (4) その他知事が必要と認める事項
追加〔昭和63年条例58号〕、一部改正〔平成4年条例10号・7年5号・10年51号・15年36号・20年76号・79号〕

(利子割の課税標準)

第37条の2 利子割の課税標準は、支払を受けるべき利子等の額とする。

2 前項の利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

追加〔昭和62年条例36号〕

(利子割の税率)

第37条の3 利子割の税率は、100分の5とする。

追加〔昭和62年条例36号〕

(利子割の徴収の方法)

第37条の4 利子割の徴収については、特別徴収の方法による。

追加〔昭和62年条例36号〕

(利子割の特別徴収義務者)

第37条の5 利子割の特別徴収義務者は、利子等の支払又はその取扱いをする者で道内に法第24条第8項に規定する営業所等を有するものとする。

追加〔昭和62年条例36号〕

(利子割の申告納入)

第37条の6 前条の特別徴収義務者は、利子等の支払の際（特別徴収義務者が利子等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る利子等の交付の際）、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の10第2項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

追加〔昭和62年条例36号〕

(営業所等設置等の届出)

第37条の7 利子等の支払又はその取扱いをする者は、道内に法第24条第8項に規定する営業所等を設けた場合においては、当該営業所等を設けた日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 営業所等の名称及び所在地
- (2) 営業所等において行う支払の事務（支払に関連を有する事務を含む。）又は支払の取扱いの事務に係る法第23条第1項第14号の利子等の種別
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 利子割の特別徴収義務者は、前項の営業所等につき同項第1号及び第2号に掲げる事項に変更を生じた場合又は当該営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔昭和62年条例36号〕

(配当割の課税標準)

第37条の8 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

追加〔平成15年条例42号〕

(配当割の税率)

第37条の9 配当割の税率は、100分の5とする。

追加〔平成15年条例42号〕

(国外株式の配当等に係る課税標準)

第37条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号に規定する国外投資信託等の配当等、同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等又は同法第41条の12の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るもの（以下この条並びに第37条の12及び第37条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（政令第9条の16に規定するものを含む。）の額があるときは、第37条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成25年条例36号〕

(配当割の徴収の方法)

第37条の11 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

追加〔平成15年条例42号〕

(配当割の特別徴収義務者)

第37条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配

当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者）とする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成20年条例79号・25年36号・27年41号〕

（配当割の申告納入）

第37条の13 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成20年条例79号・25年36号〕

（株式等譲渡所得割の課税標準）

第37条の14 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成25年条例36号〕

（株式等譲渡所得割の税率）

第37条の15 株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。

追加〔平成15年条例42号〕

（株式等譲渡所得割の徴収の方法）

第37条の16 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

追加〔平成15年条例42号〕

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）

第37条の17 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（次条第2項において「選択口座」という。）が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものとする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成16年条例76号・19年47号・25年36号・令和3年23号〕

（株式等譲渡所得割の申告納入等）

第37条の18 前条の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日（政令第9条の20第1項各号に規定する場合にあっては、同項各号に定める日）までに、法第71条の51第2項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

- 2 前条の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を政令第9条の20第2項に規定するところにより還付しなければならない。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成20年条例79号・25年36号・令和3年23号〕

第2節 事業税

全部改正〔昭和29年条例44号〕

（人格のない社団等に対するこの節の規定の適用等）

第38条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（政令第15条に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）又は法人課税信託の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節（第41条の3を除く。）の規定を適用する。

- 2 法人課税信託の引受けを行う個人には、法第72条の2第3項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

追加〔昭和32年条例34号〕、一部改正〔平成18年条例60号・19年47号・30年44号・令和元年4号〕

（法人又は個人の課税標準の区分経理の義務）

第38条の2 医療法人、医療施設（政令第21条の7に規定するものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）に該当する病院又は診療所を設置するもので政令第19条に規定するものを除く。）又は法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項又は第72条の49の12第1項ただし書の規定により当該法人の事業税の所得割又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

- 2 電気供給業、ガス供給業のうちガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業（以下この項及び次条において「導管ガス供給業」という。）並びに同条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。次条において「特定ガス供給業」という。）、保険業並びに貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例45号・31年33号・32年34号・42年21号・46年9号・47年11号・48年43号・54年16号・59年50号・61年29号・平成4年67号・7年40号・15年42号・18年60号・19年47号・21年54号・24年17号・30年43号・44

(法人の事業税の税率等)

第39条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業を除く。第5項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

- (3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7

2 電気供給業（小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次項において同じ。）、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。同項において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。同項において同じ。）を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- (2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 他の2以上の都府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額
 全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例45号・76号・31年33号・32年34号・34年15号・36年71号・37年1号・39年1号・43年22号・49年12号・平成7年40号・10年29号・12年94号・15年42号・18年60号・62号・19年47号・22年35号・27年37号・28年75号・令和元年4号・2年67号・3年23号・4年25号〕

(法人の事業税の徴収の方法)

第40条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。
 全部改正〔昭和29年条例44号・平成15年42号〕

(法人の事業税の申告納付の期間等)

第41条 事業税の納税義務がある法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に定める期間内に、同表の右欄に定める事業税に係る申告書を知事に提出し、その申告した税額を総務省令で定める納付書により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

<p>法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する場合</p>	<p>各事業年度終了の日から2月以内（外国法人（法第72条第5号ただし書に規定する外国法人をいう。）が法第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで）</p>	<p>所得割等（法第72条の25第1項に規定する所得割等をいう。）又は収入割等（同項に規定する収入割等をいう。）</p>
<p>法第72条の25第2項の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）により知事（2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（清算中の法人を除く。）にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事をいう。以下この項において同じ。）の承認を受けた場合</p>	<p>知事の指定した日まで</p>	
<p>法第72条の25第3項の規定（法第72条の28第</p>	<p>各事業年度終了の日から3月以内（法第72条の25第3項各号に掲げる場合に該当する</p>	

2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合	ときは、当該各号に定める期間内)	
法第72条の25第4項の規定(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合	知事の指定した日まで	
法第72条の25第5項の規定(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)により知事の承認を受けた場合	各事業年度終了の日から4月以内(法第72条の25第5項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)	
法第72条の26第1項の規定による申告納付する場合	当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	予定申告に係る事業税額
法第72条の29第1項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から2月以内	付加価値割、所得割又は収入割
法第72条の29第3項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)	所得割
法第72条の29第5項の規定により申告納付する場合	当該事業年度終了の日から2月以内	
法第72条の29第6項において準用する法第72条の25第5項の規定により知事の承認を受けた場合	各事業年度終了の日から4月以内(法第72条の25第5項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)	

- 2 法第72条の31第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告書を提出すべき期限は、同項に規定する税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内とする。
 全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和33年条例45号・36年71号・37年1号・39年48号・40年1号・41年55号・50年18号・59年50号・61年29号・平成10年29号・12年94号・126号・13年43号・14年62号・15年42号・19年47号・20年76号・21年15号・22年35号・26年85号・28年75号・29年41号・30年44号・令和元年4号・2年67号・71号・5年29号〕

(災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例)

第41条の2 第20条又は法第20条の5の2第2項の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付(以下この条において

「中間申告納付」という。)に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

追加〔平成29年条例41号〕、一部改正〔平成31年条例60号〕

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第41条の3 特定法人(法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書(以下この項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29並びに第72条の31第2項及び第3項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項において「添付書類記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる。

2 法第72条の32の2第1項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで(同項に規定する理由が生じた日が法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第3項の規定による修正申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを知事に提出しなければならない。

3 法第72条の32の2第1項の規定の適用を受けている内国法人は、第1項の申告につき同条第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成30年条例44号〕、一部改正〔令和元年条例4号・4年25号〕

(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予)

第42条 知事は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当する場合において、事業税(法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。)を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予するものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる。

(1) 当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度までの各事業年度の所得がない法人で

政令第31条第1項に規定するもの

(2) 当該事業税の申告書に係る事業年度（その終了の日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日よりも前である事業年度に限る。）の所得がない法人で政令第31条第2項に規定するもの

2 知事は、前項の規定により徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令第32条に規定するところにより徴しなければならぬ。ただし、担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第1項の申請をする法人は、当該事業税の申告書を提出する際、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の所在地及び名称
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
- (4) その他参考となる事項

4 第1項の規定は、同項第1号の法人にあつては当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から、同項第2号の法人にあつては設立の日の属する事業年度から、それぞれ当該事業税の申告書に係る事業年度の前事業年度までの各事業年度について法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により提出すべき申告書（第8項において「確定申告書」という。）を提出している場合であつて、当該事業税の申告書をその提出期限までに提出したときに限り、適用する。

5 知事は、第1項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該法人の申請により、3年以内の期間を限りその期間を延長するものとする。ただし、その期間は、既に当該法人につき同項の規定により徴収を猶予した期間と合わせて6年を超えられない。

6 知事は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当する場合において、事業税（法第72条の26の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予するものとする。この場合においては、知事は、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることができる。

- (1) 当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得がない法人のうち、6月経過日（法第72条の26第1項に規定する6月経過日をいう。次号において同じ。）の前日の現況により当該事業税の申告書に係る事業年度の所得がないと見込まれる法人で政令第31条第1項に規定するもの
- (2) 6月経過日の前日の現況により当該事業税の申告書に係る事業年度（6月経過日の前日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日よりも前である事業年度に限る。）の所得がないと見込まれる法人で政令第31条第2項に規定するもの

7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による徴収の猶予について準用する。この場合において、第4項中「事業年度終了の日の翌日」とあるのは、「事業年度開始の日」と読み替えるものとする。

- 8 知事は、第1項又は第6項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業税の申告書に係る事業年度後の各事業年度について確定申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を一時に徴収することができる。
- 9 知事は、第6項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業年度において法第72条の28の規定によって提出すべき申告書をその提出期限までに提出しなかったとき、又は当該法人の当該事業年度の所得があるときは、当該徴収の猶予に係る事業税の全部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収しなければならない。
- 10 知事は、第1項又は第6項の規定による徴収の猶予をした場合（前項の規定により徴収の猶予を取り消した場合を除く。）には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除するものとする。ただし、第8項の規定又は第12項において準用する法第15条の3第1項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。
- 11 知事は、第9項の規定により徴収の猶予を取り消した場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除することができる。
- 12 法第15条の2の2、第15条の2の3第1項、第15条の3及び第15条の9第2項並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項又は第6項の規定による徴収の猶予について、法第11条、第16条第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第2項（第7項において準用する場合を含む。）の規定による担保について、それぞれ準用する。

全部改正〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成16年条例76号・20年76号・22年35号・27年41号・令和2年71号〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第42条の2 知事は、法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、相互協議の申入れがあった場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る同法第66条の4第27項第1号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の31第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第72条の31第3項又は第72条の44第1項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局

との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第3項又は第72条の41の2第1項若しくは第3項の規定により更正をした場合における当該更正があった日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第27項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて法第53条第35項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき。
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
 - (3) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
 - (4) 新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

追加〔平成20年条例76号〕、一部改正〔平成22年条例29号・35号・24年17号・26年85号・27年41号・28年78号・29年41号・30年44号・令和元年4号・2年71号〕

（法人の事業税の不足税額等の納付）

第43条 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42、第72条の46第7項又は第72条の47

第5項の規定による法人の事業税に係る更正等の通知書を受けた場合においては、当該不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を総務省令で定める様式により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和35年条例10号・36年71号・39年48号・41年55号・61年29号・平成12年126号・18年62号・28年78号・令和5年34号〕

（個人の事業税の税率等）

第43条の2 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第1種事業を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (2) 第2種事業を行う個人 所得に100分の4を乗じて得た金額
- (3) 第3種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に100分の5を乗じて得た金額
- (4) 第3種事業のうち法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人 所得に100分の3を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業を併せて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第72条の49の12第1項から第3項までの規定によって計算した所得金額に按分して算定するものとする。

追加〔平成15年条例42号〕、一部改正〔平成19年条例43号・47号・24年17号〕

（個人の事業税の徴収の方法）

第43条の2の2 個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

追加〔平成15年条例42号〕

（個人の事業税の納期）

第43条の2の3 個人が行う事業に対する事業税の納期は、次のとおりとする。

第1期 8月15日から同月31日まで

第2期 11月15日から同月30日まで

2 個人の事業税額が1万円以下の金額であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する第1期の納期において、当該事業税額の全額を徴収する。

3 年の中途において事業を廃止した場合における個人が行う事業に対する事業税は、前2項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後（当該個人が当該年の1月1日から3月31日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の3月31日後）直ちに課するものとする。

全部改正〔昭和60年条例4号〕、一部改正〔平成15年条例42号〕

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第43条の3 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定により計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（その事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）総務省令で定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第72条の55第1項から第3項までの規定により申告すべき事項のほか、個人

の事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

全部改正〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和40年条例1号・41年55号・42年21号・26号・61年29号・平成12年126号・15年42号・24年17号・令和元年4号・5年34号〕

第43条の3の2 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、又は道民税につき第28条の4の申告書を提出した場合（政令第35条の4に規定する場合を除く。）には、この節の規定の適用については、当該申告書が提出された日に法第72条の55第1項から第3項までの規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該申告書に記載された事項のうち法第72条の55第1項から第3項までに規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条第1項から第3項までの規定により申告されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申告書に、総務省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

追加〔昭和42年条例21号〕、一部改正〔昭和42年条例26号・43年22号・44年22号・47年11号・平成12年126号・令和元年4号〕

（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）

第43条の4 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第43条の3第2項又は法第72条の55の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例76号・36年71号・42年21号・平成21年15号・23年46号〕

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）

第43条の4の2 事業を行う個人が租税条約（所得税法第162条第1項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第40条の3の3第1項又は第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあった場合には、知事は、これらの申立てに係る同法第40条の3の3第22項第1号（同法第41条の19の5第13項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の計算の基礎となった所得に基づいて課された事業税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（法第72条の66第1項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となった所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から1月を経過する日までの期間（第5項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、そ

の徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該事業税額以外の道税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が100万円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第15条の2の2、第15条の2の3、第16条の2第1項から第3項まで及び第18条の2第4項の規定は徴収の猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第15条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき。
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る事業税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
 - (3) 前項において準用する法第16条第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
 - (4) 新たにその猶予に係る事業税額以外の徴収金を滞納したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成28年条例75号・29年43号・30年44号・令和元年4号〕

（事業開始等の届出義務）

第43条の5 法第72条の2に規定する事業を行う者は、事業を開始若しくは廃止し、又は事務所若しくは事業所を設け、若しくは廃止した場合には、その事実が発生した日から10日（法人がその設立の日から2月以内に事業を開始した場合における当該事業の開始の届出にあっては、当該設立の日から2月）以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、また、同様とする。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、その住所及び名称並びに代表者の住所及び氏名）
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称
- (3) 事業の種類
- (4) 事業を開始若しくは廃止し、又は事務所若しくは事業所を設け、若しくは廃止した事実及び年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成15年条例42号・23年33号〕

（個人の事業税の課税免除）

第43条の6 知事の認可を受けた各種学校を経営する者がその教育の目的のために行う事業の所得に対しては、事業税を課さない。

追加〔昭和29年条例44号〕

（個人の事業税の減免）

第43条の7 知事は、個人が行う事業に対する事業税の納税者が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、必要があると認めるときは、当該年度の事業税を減免する。

- (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者
- (2) 所得が著しく低いため生活が困難である者
- (3) 障害者
- (4) 老年者(年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものをいう。)
- (5) 寡婦又はひとり親

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、年度、税額その他知事が必要と認める事項を記載した申請書に前項各号の事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、前項第2号から第5号までの事実該当して同項の規定の適用を受けようとする者が、第43条の3第1項の申告書又は第43条の3の2第1項の申告書に知事が必要と認める事項を記載して提出した場合は、この限りでない。

全部改正〔昭和36年条例12号〕、一部改正〔昭和36年条例71号・40年1号・44年12号・47年11号・49年12号・57年5号・平成15年42号・16年76号・令和2年71号〕

第3節 地方消費税

追加〔平成7年条例5号〕

（地方消費税の納税義務者等）

第43条の8 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等及び同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

- 2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節（第43条の11の2を除く。）の規定を適用する。
- 3 消費税法第60条第1項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 法第72条の78第6項に規定する税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該

消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、この節（第1項及びこの項を除く。）の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

追加〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成19年条例47号・27年41号・30年44号・令和元年4号〕

（地方消費税の税率）

第43条の9 地方消費税の税率は、78分の22とする。

追加〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成24年条例114号・27年41号・29年9号・令和元年4号〕

（譲渡割の徴収の方法）

第43条の10 譲渡割の徴収については、申告納付の方法による。

追加〔平成7年条例5号〕

（譲渡割の申告納付）

第43条の11 譲渡割を申告納付する義務がある事業者は、法第72条の87から第72条の89までの規定によって法第72条の87第1項から第3項まで、法第72条の88第1項並びに法第72条の89第2項及び第3項の申告書を知事に提出し、並びにその申告に係る税金を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

追加〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成15年条例42号〕

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第43条の11の2 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（法第72条の87各項、第72条の88第1項及び第2項並びに第72条の89各項の事業者に限る。）は、法第72条の87から第72条の89までの規定により、法第72条の87各項、第72条の88第1項若しくは第2項又は第72条の89各項の規定による申告書（以下この項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、法第72条の87から第72条の89までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 法第72条の89の3第1項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が法第72条の88第1項の規定による申告書の提出期限（同条第2項の規定による申告書にあつては、当該申告書が同条第1項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを知事

に提出しなければならない。

- 3 法第72条の89の3第1項の規定の適用を受けている事業者は、第1項の申告につき同条第1項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成30年条例44号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（譲渡割に係る不足税額の納付）

- 第43条の12** 譲渡割の納税者は、法第72条の93の規定による譲渡割に係る更正等の通知書を受けた場合においては、当該不足税額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

追加〔平成7年条例5号〕

（貨物割の賦課徴収）

- 第43条の13** 貨物割の賦課徴収は、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

追加〔平成7年条例5号〕

（貨物割の申告）

- 第43条の14** 法第72条の101に規定する消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、同条に規定する事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

追加〔平成7年条例5号〕

第4節 不動産取得税

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成7年条例5号〕

（不動産取得税の税率）

- 第44条** 不動産取得税の税率は、100分の4とする。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和56年条例31号〕

（不動産取得税の賦課）

- 第44条の2** 不動産取得税は、不動産の取得のつど課するものとする。

- 2 家屋が新築された場合には、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得があったものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から6月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から6月を経過した日において家屋の取得があったものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

- 3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合には、当該改築をもって家

屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

- 4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）の取得があった場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令第7条の3第2項及び第3項に定めるところにより当該割合を補正した割合（当該家屋の区分所有者（同法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。次項及び第6項において同じ。）の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法による割合又は当該家屋に係る固定資産税について総務省令で定めるところにより市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合において、知事が必要と認めるときは、当該補正の方法による割合）。第6項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。
- 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令第7条の3の2第2項において準用する総務省令第7条の3第2項及び第3項に定めるところにより当該割合を補正した割合（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法による割合又は当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について総務省令で定めるところにより市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合において、知事が必要と認めるときは、当該補正の方法による割合）。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。
 - (1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令第7条の3の2第3項に定めるところにより補正した当該専有部分の床面積（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を申し出た場合において、知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により補正した当該専有部分の床面積又は当該居住

用超高層建築物に係る固定資産税について総務省令で定めるところにより市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合において、知事が必要と認めるときは、当該補正の方法により補正した当該専有部分の床面積)

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

6 共用部分のみの建築があった場合には、当該建築に係る共用部分に係る区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この項から第9項までにおいて「主体構造部」という。）と一体となって家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであっても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

8 知事は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなったときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

9 第7項の申出又は前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申出書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申出者又は申請者の住所及び氏名

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の取得年月日

(4) 納税通知書の交付を受けた日

(5) 課税標準となった不動産の価格

(6) 附帯設備の取得者の住所及び氏名、主体構造部及び附帯設備の取得者がそれぞれ取得した部分の価格並びにその価格をそれぞれの者が確認する旨の記載

(7) 減額又は還付を受けるべき金額

10 知事は、第8項の規定により不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより仮

換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

- 12 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として政令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得があったものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取扱者とみなして、不動産取得税を課する。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例45号・36年71号・38年17号・39年1号・41年2号・55号・43年22号・44年22号・48年43号・49年12号・53年28号・56年45号・59年50号・63年64号・平成元年51号・2年15号・10年7号・51号・11年53号・12年92号・126号・15年42号・16年76号・19年43号・47号・20年76号・25年31号・29年43号・令和3年23号〕

（法第73条の14第4項の申告）

第44条の2の2 法第73条の14第4項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、当該住宅の取得後速やかに知事に、次に掲げる事項についてしなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名又は名称
- (2) 住宅（当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。）の所在、家屋番号、用途、構造及び床面積
- (3) 住宅の取得年月日及びその取得原因

2 法第73条の14第4項に規定する同条第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、当該住宅の取得後速やかに知事に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出してしなければならない。

3 前項の申告書には、当該住宅が政令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

追加〔昭和57年条例5号〕、一部改正〔昭和58年条例16号・平成11年26号・26年85号〕

（不動産取得税の課税標準の特例）

第44条の2の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動

産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

追加〔平成29年条例59号〕

（不動産取得税の徴収方法）

第44条の3 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法による。

追加〔昭和29年条例44号〕

（不動産の取得に係る申告又は報告）

第44条の4 不動産を取得した者は、不動産取得の日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

(1) 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称

(2) 前所有者の住所及び氏名又は名称

(3) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(4) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(5) 不動産を取得した年月日及びその事由

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項に規定する申告書を提出させることができる。

3 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する者は、前2項の規定によって提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和33年条例11号・令和4年27号〕

（不動産の取得に係る不申告等に関する過料）

第44条の5 不動産の取得者が前条の規定によって申告又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成21年条例15号・23年46号〕

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第44条の6 市町村長は、法第73条の18第4項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和36年条例71号・令和4年27号〕

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第44条の7 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条、次条第2項及び第44条の10第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第5項及び第6項において同じ。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- (1) 土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）
- (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合
- (3) 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から1年以内に取得した場合

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅（法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅をいう。）及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項、次条第2項及び第44条の10第2項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- (1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得した場合

- (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得していた場合
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この節において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。
- (1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当する場合に限る。）
- (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当する場合に限る。）
- 4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもってこれらの土地を取得した日とみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより第1項第1号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあったものとみなして同号の規定を適用する。
- 6 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をして第1項第2号又は第3号の規定の適用を受ける者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合においては、これらの前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が同項第2号又は第3号に規定する期間内にあったものとみなして同項第2号又は第3号の規定を適用する。
- 7 第1項から第3項までの規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用するものとする。
- 8 前項の申告は、当該土地の取得後速やかに知事に、次に掲げる事項についてしなければならない。
- (1) 土地を取得した者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地の取得年月日及びその取得原因
- (4) 第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項

- ア 特例適用住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称
イ 特例適用住宅を新築した者又は新築する予定の者の住所及び氏名又は名称
- (5) 土地に係る住宅の新築（予定）年月日又は取得（予定）年月日及びその床面積
 - (6) 第2項の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、入居（予定）年月日
 - (7) 第3項の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に係る耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。次条第2項、第44条の10第2項及び第44条の10の2において同じ。）終了（予定）年月日及び入居（予定）年月日
- 9 第1項から第3項までの規定により減額を受けようとする者は、第7項の規定による申告をするほか、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 10 第2項の規定により減額を受けようとする者は、前項の申請書に当該土地の上にある住宅が政令第37条の18第1項及び第3項の規定に該当する住宅であること又は新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該特例適用住宅に係る土地について第1項の規定の適用を受けるもの以外のものであることを明らかにする書類を添付しなければならない。ただし、第44条の2の2第2項の規定により既に提出されている書類がある場合にあつては、当該書類についてはこの限りでない。
- 11 知事は第7項の規定による申告及び第9項の規定による申請書の提出がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第7項及び第9項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和33年条例11号・36年71号・37年1号・39年1号・40年1号・41年2号・55号・45年13号・48年43号・53年28号・54年16号・55年58号・57年5号・58年16号・60年4号・平成3年11号・11年20号・26号・14年44号・20年76号・23年46号・26年82号・85号・27年37号・30年43号・令和4年25号〕

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

- 第44条の8** 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。以下この項及び次項において「2号適用土地の取得」という。）にあつては当該2号適用土地の取得の日から6月以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。
- 2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅に該当する住宅が新築されること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同

条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、2号適用土地の取得にあつては当該2号適用土地の取得の前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限までに知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日

(4) 前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項

ア 特例適用住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称

イ 特例適用住宅の着工及び完成予定年月日並びに特例適用住宅を新築する予定の者の住所及び氏名又は名称

(5) 前条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、耐震基準適合既存住宅等の取得（予定）年月日及び入居予定年月日

(6) 前条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、耐震基準不適合既存住宅の取得（予定）年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居予定年月日

(7) 2号適用土地の取得にあつては、耐震基準不適合既存住宅の取得年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居予定年月日

3 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和36年条例71号・41年2号・48年43号・55年58号・平成14年44号・26年82号・30年43号・令和4年27号〕

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し）

第44条の9 知事は、前条第1項の規定により徴収猶予を受けた不動産取得税について第44条の7第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。この場合において、知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和48年条例43号・55年58号・平成27年37号・30年43号〕

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等）

第44条の10 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第44条の7第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定に

より減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

- 2 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、当該申請書及び同条第10項に規定する書類）を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
 - (3) 土地の取得年月日
 - (4) 不動産取得税の年度、税額及び納付年月日
 - (5) 第44条の7第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、次の事項
 - ア 特例適用住宅が新築された時における当該土地の所有者の住所及び氏名又は名称
 - イ 特例適用住宅の新築年月日並びに特例適用住宅を新築した者の住所及び氏名又は名称
 - (6) 第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、耐震基準適合既存住宅等の取得年月日及び入居年月日
 - (7) 第44条の7第3項の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、耐震基準不適合既存住宅の取得年月日、耐震改修終了年月日及び入居年月日
 - (8) 還付を受けるべき金額
- 3 第44条の2第10項の規定は、第1項の規定による還付をする場合について準用する。
追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和36年条例71号・38年17号・48年43号・55年58号・平成14年44号・20年76号・26年82号・27年41号・29年43号・30年43号〕

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

- 第44条の10の2** 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が法第73条の14第3項に規定する耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた同条第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。
- 2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。
 - 3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。
 - 4 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該住宅の取得者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
 - 5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
 - 6 第1項の減額を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に第1項の証明を受けたこと又は受

けることを証明するに足る書類及び当該住宅を居住の用に供したこと又は供することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該住宅に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名
- (2) 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに新築年月日
- (3) 住宅の取得年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居（予定）年月日

追加〔平成26年条例82号〕、一部改正〔平成29年条例43号・30年43号・令和4年27号〕

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第44条の10の3 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業（法第73条の14第7項に規定する公共事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、政令で定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該不動産の取得者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

6 第1項の減額を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該収用又は譲渡の事実及び当該不動産が当該収用又は譲渡に係る不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。

- (1) 納税者及び収用者又は譲受者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積

- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 不動産の取得年月日及び被収用不動産等の収用又は譲渡（予定）年月日
追加〔昭和37年条例1号〕、一部改正〔昭和38年条例17号・39年1号・48年43号・51年53号・53年28号・60年4号・平成16年76号・20年76号・23年32号・26年82号・29年43号・令和4年25号・27号〕

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第44条の10の4 知事は、譲渡により担保の目的となっている財産（以下「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産の取得（第44条の2第2項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下この条において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

6 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡担保財産をその設定の日から2年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に移転したこと又は移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。

- (1) 納税者及び譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日及び移転（予定）年月日
追加〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和37年条例1号・38年17号・40年1号・48年43号・平成20年76号・26年82号・29年43号・令和4年27号〕

（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第44条の10の5 知事は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この項及び第4項において「再開発会社」という。）が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この項、次

項及び第6項第2号において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設(以下この項、次項並びに第6項第3号及び第4号において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から、当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、再開発会社の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

6 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡の事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。

(1) 納税者及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の住所及び氏名又は名称

(2) 当該建築施設の部分のうち、土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 当該公共施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び地積

(4) 当該公共施設の用に供する家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(5) 不動産の取得年月日及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の当該不動産の取得(予定)年月日

追加〔昭和36年条例71号〕、一部改正〔昭和37年条例1号・38年17号・45年13号・48年43号・平成6年33号・14年48号・16年76号・18年60号・20年76号・21年15号・23年32号・26年82号・29年43号・令和4年27号〕

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第44条の10の6 知事は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この項及び第4項において「農地中間管理機構」という。)が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1号に掲げる事業(同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該

貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項及び第6項において「農地売買事業」という。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間)に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間(当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間)を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地中間管理機構の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

6 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該農地売買事業の実施により売り渡し、又は交換した事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。

(1) 納税者及び農地売買事業の実施により土地を売渡し又は交換した者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地の取得年月日及び売渡し又は交換(予定)年月日

追加〔昭和46年条例17号〕、一部改正〔昭和48年条例43号・53年28号・平成4年67号・6年33号・10年29号・20年76号・21年66号・23年32号・46号・26年82号・29年43号・令和元年4号・4年27号〕

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第44条の10の7 知事は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地(政令で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改

良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。
- 4 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該土地改良区の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
- 5 第44条の2第10項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
- 6 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡の事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに当該申告書を提出しなければならない。
 - (1) 納税者及び譲受者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
 - (3) 土地の取得年月日及び譲渡（予定）年月日
追加〔昭和48年条例43号〕、一部改正〔昭和53年条例28号・60年3号・平成元年51号・4年67号・11年53号・12年92号・15年42号・20年76号・21年66号・23年32号・46号・26年82号・29年43号・令和4年27号〕

（開放型の病院等の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第44条の11 医師を会員とする公益社団法人が病院、診療所（臨床検査をその主たる業務とするものに限る。）又は臨床検査施設を開設し、当該病院、診療所又は臨床検査施設が当該法人と雇用関係にない医師又は歯科医師の利用にも供することとされているものであり、かつ、当該施設の運営等が規則で定める要件に適合するものである場合は、当該病院、診療所又は臨床検査施設の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定によって免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び名称
 - (2) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) その他知事が必要と認める事項
追加〔昭和40年条例1号〕、一部改正〔昭和41年条例55号・46年17号・48年43号・60年3号・4号・平成20年79号・令和4年27号〕

（不動産取得税の減免）

第44条の12 知事は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得

税を減免する。ただし、第1号及び第2号の場合における減免額は、第1号の場合においては当該滅失し、又は損かいた不動産の被害直前の価格から被害直後の価格を控除した額に、第2号の場合にあっては当該不動産の価格に当該不動産の取得価額に対する当該補助金の額の割合を乗じて得た額に、それぞれ第44条の税率を乗じて得た金額を限度とする。

- (1) 天災その他の災害により滅失し、又は損かいた不動産の所有者が、その滅失し、又は損かいた不動産を復旧するため、又は当該不動産に代わるものとして災害のあった日から2年以内にした不動産の取得
- (2) 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした不動産の取得
- (3) その他特別の事情により知事が必要と認めた不動産の取得

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) その他知事が必要と認める事項

全部改正〔昭和36年条例12号〕、一部改正〔昭和55年条例63号・令和4年27号〕

第5節 道たばこ税

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成元年条例17号・7年5号〕

(製造たばこの区分)

第44条の13 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - ウ パイプたばこ
 - エ 刻みたばこ
 - オ 加熱式たばこ

- (2) かみ用の製造たばこ
- (3) かぎ用の製造たばこ

追加〔平成30年条例44号〕

(道たばこ税の納税義務者)

第44条の14 道たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等に課する。

全部改正〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・30年44号〕

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第45条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

全部改正〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成20年条例79号・30年44号〕

（製造たばことみなす場合）

第45条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

追加〔平成30年条例44号〕、一部改正〔令和元年4号〕

（たばこ税の課税標準）

第45条の2の2 たばこ税の課税標準は、第44条の14第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（第3項第2号アにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ

の1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・30年44号・令和元年4号・2年71号〕

（たばこ税の税率）

第45条の2の3 たばこ税の税率は、1,000本につき1,070円とする。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・9年8号・15年36号・18年60号・19年43号・22年35号・24年17号・30年44号・令和元年4号〕

（たばこ税の課税免除）

第45条の2の4 卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

(1) 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（法第74条の6第1項第1号に規定する輸出業者をいう。）に対する売渡し

(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

(3) 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

(4) 既にたばこ税を課された製造たばこ（第45条の2の8第1項又は第2項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等

2 前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1

号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、法第74条の10第1項又は第3項の規定による申告書に前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項（第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を知事に提出している場合に限り、適用する。

4 第1項第1号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第44条の14の規定を適用する。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・12年126号・23年46号・30年44号・令和2年67号〕

（たばこ税の徴収の方法）

第45条の2の5 たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第45条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対して課するたばこ税の徴収は、普通徴収の方法による。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・30年44号〕

（たばこ税の申告納付の手続）

第45条の2の6 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第44条の14第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第45条の2の4第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第45条の2の8第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を総務省令で定める納付書によつて指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第45条の2の4第3項に規定する書類及び第45条の2の8第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した総務省令で定める書類並びに道内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあっては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前月の初日から末日までの間において、道内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、前項の規定に準じて、申告書を知事に提出しなければならない。

3 法第74条の10第3項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者

である場合には、前2項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月にこれらの規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、総務省令で定める様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 4 第45条の2の8第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前3項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した総務省令で定める申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・12年126号・23年46号・30年44号・令和2年67号〕

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第45条の2の7 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて前条第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
追加〔平成23年条例46号〕

(製造たばこの返還があった場合における控除等)

第45条の2の8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に知事に提出すべき第45条の2の6第1項又は第3項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第45条の2の4第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

- 2 前項に規定する場合において、知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第45条の2の6各項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・23年46号〕

(たばこ税の納期限の延長の申請)

第45条の2の9 法第74条の11第1項の規定による納期限の延長の申請をする卸売販売業者等は、次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出するとともに、第45条の2の6第1項の規定による申告書によって納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

- (1) 卸売販売業者等の住所及び氏名又は名称
- (2) 納期限の延長を受けようとする税額及び期間
- (3) 担保の種類、数量、価格及びその所在場所
- (4) その他参考となる事項

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・23年46号〕

(営業の開廃等の報告)

第45条の2の10 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、その旨を総務省令第16号の8様式により知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

- 2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を総務省令第16号の8様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成12年条例126号・23年46号〕

(たばこ税の不足税額等の納付)

第45条の2の11 たばこ税の申告納税者は、法第74条の20第4項、第74条の23第7項又は第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る更正等の通知を受けた場合においては、当該不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

追加〔昭和60年条例3号〕、一部改正〔平成元年条例17号・18年62号・23年46号・28年78号・令和5年34号〕

第6節 ゴルフ場利用税

全部改正〔昭和29年条例44号・平成元年17号・7年5号〕

(ゴルフ場利用税の非課税の手続)

第45条の3 ゴルフ場利用税について法第75条の2又は第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、これらの規定に該当することを記載した書面及び法第75条の2各号に掲げる者に該当する場合にあってはその該当することを証明するに足る書類、法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用に該当する場合にあってはその該当することについて知事若しくは北海道教育委員会又は当該学校の学長若しくは校長の発行する証明書をもって証明しなければならない。

- 2 前項の規定による証明を行う際、同項の書面及び証明書にあっては当該ゴルフ場の経営者に提出し、同項の証明するに足る書類にあっては当該ゴルフ場の経営者に提示しなければならない。ただし、書面の提出及び証明するに足る書類の提示について知事が認める場

合は、この限りでない。

追加〔平成15年条例36号〕、一部改正〔平成16年条例76号〕

（ゴルフ場利用税の税率）

第46条 ゴルフ場利用税の税率は、1人1日につき次の表の左欄に掲げるゴルフ場の等級の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

ゴルフ場の等級	税 率
一 級	1,200円
二 級	1,120円
三 級	1,040円
四 級	960円
五 級	880円
六 級	800円
七 級	720円
八 級	640円
九 級	560円
十 級	480円
十一級	400円

2 前項に規定するゴルフ場の等級は、当該ゴルフ場の整備の状況等に応じ、知事が定める。
全部改正〔平成元年条例17号〕

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第46条の2 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用料金が、これらの者以外の者の利用料金に比較して、第1号又は第2号に掲げる者に係る場合にあっては100分の20以上、第3号に掲げる者に係る場合にあっては100分の50以上軽減されているゴルフ場で知事の認めるものをこれらの者が利用する場合において、当該利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げるゴルフ場の等級の区分に応じ当該右欄に掲げる税率の2分の1とする。

(1) 年齢65歳以上70歳未満の者

(2) 公益財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）等が主催する競技会（知事が認めるものに限る。）に参加する選手であって規則で定めるもの（当該競技会の競技として利用する場合及び当該競技会の主催者が指定した当該競技会に係る練習日において当該主催者が指定したゴルフ場を利用する場合に限る。）

(3) 早朝の利用者等であって規則で定めるもの

追加〔昭和46年条例9号〕、一部改正〔昭和47年条例11号・51年8号・59年55号・平成元年17号・8年34号・15年36号・20年91号・23年46号・24年114号・令和2年67号〕

（ゴルフ場の等級決定の通知）

第46条の3 知事は、第46条第2項の規定によりゴルフ場の等級を定めた場合においては、その等級を当該ゴルフ場の経営者に通知しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例34号・36年52号・40年1号・41年55号・47年11号・平成元年17号〕

(ゴルフ場利用税の徴収の方法)

第46条の3の2 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

追加〔昭和31年条例33号〕、一部改正〔平成元年条例17号〕

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者)

第46条の4 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営者とする。

2 知事は、前項に規定する者のほか、ゴルフ場利用税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場における利用に対するゴルフ場利用税を徴収しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成元年条例17号〕

(利用料金等の表示の義務)

第46条の5 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の公衆の見やすい箇所に、その特別徴収すべきゴルフ場利用税額及び利用料金の金額を表示しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成元年条例17号〕

(ゴルフ場利用税の申告納入の手続)

第46条の6 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。ただし、そのゴルフ場の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から5日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべきゴルフ場利用税についてこれを申告納入しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和33年条例11号・35年10号・41年55号・48年35号・平成元年17号〕

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

第46条の7 第46条の4第1項又は第2項の規定によるゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営を開始しようとする日前5日までに、ゴルフ場ごとの特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合は、その事実の生じた日から5日以内にその変更を申請しなければならない。

2 前項の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) ゴルフ場の所在地及び名称
- (3) ゴルフ場のコースの概要及び利用料金の区分
- (4) 経営の開始年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 ゴルフ場の経営を承継した場合における申請書には、当該ゴルフ場の前経営者と連署しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和41年条例55号・平成元年17号〕

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載義務）

第46条の8 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、帳簿を備え、毎日当該ゴルフ場ごとの利用料金の区分別に利用人員及びゴルフ場利用税額をこれに記載しなければならない。
全部改正〔平成元年条例17号〕

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者等の義務違反に関する罪）

第46条の9 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第46条の5の規定に違反してゴルフ場利用税額及び利用料金の金額を表示しなかった者
 - (2) 前条の規定に違反して同条に規定する事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成元年条例17号・21年15号〕

（ゴルフ場利用税の不足金額等の納入）

第46条の10 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項、第90条第7項又は第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正等の通知を受けた場合においては、当該不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和38年条例17号・39年48号・41年55号・平成元年17号・18年62号・28年78号・令和5年34号〕

第47条から第60条まで 削除

削除〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

第7節 軽油引取税

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成29年条例9号・令和元年4号〕

（軽油引取税の納税義務者等）

第61条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

- 2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

- 3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭

化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和32年法律第55号)第2条第1項に規定する揮発油(同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この節において同じ。)以外のもの(同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この条及び第61条の5の2において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第144条の32第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(法第144条の32第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、道内に主たる定置場が所在する自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この項において同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で政令第43条の2の規定によって算定したものを課税標準として、その者に課する。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号・令和5年34号〕

(軽油引取税のみなす課税)

第61条の2 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に

掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (3) 第61条の5に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- (4) 第61条の5に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で政令第43条の3に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊をいう。第61条の5の2において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号・令和5年34号〕

（軽油引取税の補完的納税義務）

第61条の3 法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けないうで製造された軽油について、第61条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令第43条の5に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであって当該納税義務者の法第144条の2第4項に規定する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号〕

（軽油引取税の課税免除）

第61条の4 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第61条の9第3項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

追加〔平成21年条例54号〕

第61条の5 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令第43条の6に規定する石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第61条の12第6項の規定による免税証の交付があった場合又は第61条の19第1項の規定による知事の承認があった場合若しくは法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による他の都府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号〕

第61条の5の2 オーストラリア軍隊が、第61条の2第3項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第61条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

追加〔令和5年条例34号〕

（軽油引取税の税率）

第61条の6 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

追加〔平成21年条例54号〕

（軽油引取税の徴収の方法）

第61条の7 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第61条第3項から第6項まで又は第61条の2の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

追加〔平成21年条例54号〕

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第61条の8 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

- 2 知事は、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの第61条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りに対する軽油引取税を徴収しなければならない。
- 4 第1項の特別徴収義務者が法第144条の7第2項又は法第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定により元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

追加〔平成21年条例54号〕

（軽油引取税の申告納入の手続）

第61条の9 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税につき総務省令第16号の10様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量は、当該引取りに

係る軽油の数量から、特約業者からの引取りに係る軽油にあつては当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を、元売業者からの引取りに係る軽油にあつては当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除した数量とする。

- 3 第1項の場合において、第61条の4又は第61条の5の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の数量については、総務省令第8条の37の規定により、第61条の10第4項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が交付した第61条の12第6項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号〕

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第61条の10 第61条の8第1項又は第2項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

- (1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 その日前5日
 - (2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 その日の5日後
 - (3) 特別徴収義務者からの引渡しに係る軽油の納入（道内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者からの納入に限る。）が行われた場合 その日の属する月の翌月末日
- 2 前項の申請をする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 前項第1号又は第2号の場合 次に掲げる事項
 - ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
 - エ 前項第1号の場合にあつては、事務所又は事業所の事業開始年月日
 - オ 前項第2号の場合にあつては、特別徴収義務者として指定された日
 - カ その他知事が必要と認める事項
 - (2) 前項第3号の場合 次に掲げる事項
 - ア 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 軽油の納入地
 - ウ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - エ 当該納入が行われた日
 - オ その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。
- 4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、第2項各号の事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を知事に申請しなければならない。
- 5 知事は、登録特別徴収義務者からの登録の消除の申請を受理したとき又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

- 6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。
 - (1) 登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が所在しなくなったこと。
 - (2) 最近の1か年において登録特別徴収義務者からの引渡しに係る軽油の納入が行われなかったこと。
- 7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、遅滞なく、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。

追加〔平成21年条例54号〕

(軽油引取税に係る免税の手続)

第61条の11 第61条の5に規定する用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、政令第43条の15第1項の規定による申請書を知事に提出して免税軽油使用者であることを証する書面（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかななければならない。この場合において、法第144条の21第1項ただし書の規定により第61条の12第6項に規定する免税証の交付を受けようとする者は、併せて政令第43条の15第13項の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。
- 3 知事は、第1項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第61条の5に規定する用途に該当しないときその他政令第43条の15第15項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。
- 4 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者（第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者をいう。以下この節において同じ。）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。
- 5 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る機械又は設備の明細、有効期間その他総務省令第8条の38第2項に規定する事項を記載するものとする。
- 6 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して3年を超えない範囲内において免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとに知事が定める期間を経過する日までとする。
- 7 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 8 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。
- 9 第4項又は前項の場合において、当該免税軽油使用者証が北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。次条、第63条の12第3項及び第67条の4第3項において「情報通信技術利用条例」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該免

税軽油使用者証に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が当該免税軽油使用者証の交付を受けた者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、第4項又は前項の返納があったものとみなす。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号・29年9号・令和元年4号〕

第61条の12 免税軽油使用者証の交付を受けた者が第6項に規定する免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、免税軽油使用者証を提示して法第144条の21第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該免税軽油使用者証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであり、かつ、当該申請書の提出が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われるとき（規則で定める方法による場合に限る。）には、当該免税軽油使用者証の提示を要しない。
- 3 第1項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。
- 4 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者証の交付を受けた者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証を取りまとめて提示するとともに、同項の申請書に免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとにその氏名又は名称を記載した政令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項後段に規定する手続について準用する。
- 6 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者証の交付を受けた者の引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他政令第43条の15第16項に規定するときを除き、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者に対し、免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）を交付する。
- 7 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。
- 8 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じた場合その他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 9 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の該当欄にその販売業者及び自己の氏名又は名称を記載しなければならない。
- 10 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して1年以内において、知事が免税証に記入した期間とする。
- 11 免税軽油使用者証の交付を受けた者は、免税証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税証を知事に返納しなければならない。

12 第7項又は前項の場合において、当該免税証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該免税証に係る電磁的記録が当該免税軽油使用者証の交付を受けた者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、第7項又は前項の返納があったものとみなす。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号・令和3年23号〕

（政令第43条の15第13項の届出）

第61条の13 道内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者が法第144条の21第1項ただし書により主たる事務所若しくは事業所所在地の都府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の都府県知事に免税証の交付を申請するときは、政令第43条の15第13項の届出書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号〕

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第61条の14 免税軽油使用者証の交付を受けた者で、法第144条の22第1項若しくは第2項、法第144条の25第1項から第3項まで又は法第144条の26の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しないもの以外のものについては、法第144条の27第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、同表の右欄に掲げる期間（以下この項において「報告対象期間」という。）に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに報告対象期間に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令第8条の39第1項に規定する事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、報告対象期間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

(1) 免税証の交付を受けた者が当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日までに新たに免税証の交付を申請しない場合であって、当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日の翌日以降において免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の保	当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日	当該免税証の有効期間の初日（当該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該免税証の交付を申請した日の属する月の初日）から当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日までの期間
---	---------------------------------	---

有をしていないとき。		
(2) 免税証の交付を受けた者が当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日までに新たに免税証の交付を申請しない場合であって、当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日の翌日以降において免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の保有をしているとき。	当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日	当該免税証の有効期間の初日（当該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該免税証の交付を申請した日の属する月の初日）から当該免税証の有効期間の末日の属する月の末日までの期間
	当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日から起算して毎6月を経過するごとの日（以下この号において「使用報告期限」という。）。ただし、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日以降、新たに免税証の交付を申請するときは、当該申請をする日	当該使用報告期限の7月前の日の翌日から当該使用報告期限の1月前の日までの期間。ただし、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日の翌日以降、新たに免税証の交付を申請するときは、直近の使用報告期限（使用報告期限が到来していない場合は、当該免税証の有効期間の末日から1月を経過する日の属する月の末日）の属する月の初日から新たに免税証の交付の申請をする日の1月前の日の属する月の末日までの期間
(3) 前2号に掲げる場合以外の場合	新たに免税証の交付を申請する日	当該免税証の有効期間の初日（当該免税証の交付の申請をした日がこの項による報告書の提出期限であった場合は、当該申請をした日の属する月の初日）から新たに免税証の交付の申請をする日の1月前の日の属する月の末日までの期間

2 知事は、やむを得ない理由により、前項に定める報告書の提出の期限までに報告書を提出することができないと認められるとき（第20条の規定により報告書の提出の期限が延長された場合を除く。）は、その期限から1月以内に限り、当該期限を延長することができる。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号〕

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

第61条の15 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき

書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 納期限までに受け取ることができなかった軽油の代金及び軽油引取税額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
- (5) その他参考となる事項

追加〔平成21年条例54号〕

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第61条の16 法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 軽油引取税を受け取ることができなくなった金額の明細及びその事由又は徴収した軽油引取税を失った金額の明細及びその事由
- (3) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成21年条例54号〕

(軽油を返還した場合における措置)

第61条の17 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、当該特別徴収義務者はその引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油が返還された日から1月以内に、第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書面を、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されている場合において当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の金額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとするときは次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (6) 還付を受けるべき金額
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の場合において、当該特別徴収義務者は、当該事実を証するに足りる書類を添付しなければならない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔令和3年条例23号〕

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第61条の18 免税取扱特別徴収義務者（法第144条の21第1項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この項において同じ。）は、法第144条の31第4項又

は第5項の規定による軽油引取税額の納入の免除を受けようとする場合又は当該納入に係る軽油引取税額のうち第61条の5に規定する用途（以下この節において「免税用途」という。）の使用に係る軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 免税取扱特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - (3) 当該免税軽油以外の軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
 - (4) 当該軽油の引取りを行った免税軽油使用者の住所及び氏名又は名称
 - (5) 当該軽油の引取りに係る軽油引取税額及び納入年月日
 - (6) 納入の免除を受けようとする軽油引取税額又は還付を受けるべき金額
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付しなければならない。
追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔令和3年条例23号〕

（法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認）

第61条の19 免税軽油使用者は、免税軽油以外の軽油の引取りを行ってこれを免税用途に供した場合において法第144条の31第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を証明し知事にその旨を申し出なければならない。

- (1) 第61条の12第1項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
 - (2) 前号の申請に対し、知事が交付した免税証に記載された軽油の数量
 - (3) 当該免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
 - (4) 当該免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
 - (5) 当該軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
 - (6) 免税証の交付を申請することができなかった理由
 - (7) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の申出があった場合において、その申出が適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、承認書を交付するものとする。
追加〔平成21年条例54号〕

（軽油引取税の申告納付の手続）

第61条の20 第61条の7ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）は、法第144条の18に定めるところにより、申告書を知事に提出し、及びその申告した税金をそれぞれ納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

追加〔平成21年条例54号〕

（不足金額等の納入）

第61条の21 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、法第144条の44第4項、第144条の47第7項又は第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る更正等の通知書を受領した場合は、当該不足金額及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、納入書又は納付書によって指定金融機関又は出納員に納入し、又は納付しなければならない。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成28年条例78号・令和5年34号〕

（軽油引取税の減免）

第61条の22 知事は、軽油引取税の納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、軽油引取税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 年度、月分及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成21年条例54号〕

第8節 自動車税

一部改正〔昭和29年条例44号・平成7年5号〕

（自動車税の納税義務者等）

第62条 自動車税は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

全部改正〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（自動車税のみなす課税）

第62条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この条、第63条の6第2項及び第63条の10第2項において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 販売業者等（法第147条第3項に規定する販売業者等をいう。以下この項において同じ。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業

者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年71号〕

（自動車税の課税免除）

第63条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の所在地及び名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録年月日及び登録番号
- (4) 前項（環境性能割に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする者にあつては、自動車の取得価額
- (5) その他知事が必要と認める事項

- 3 商品として所有している自動車（道路運送車両法第4条の登録を受けていないものに限る。）に対しては、種別割を課さない。

一部改正〔昭和28年条例91号・31年33号・33年45号・36年12号・40年1号・41年2号・42年26号・43年28号・45年13号・48年35号・50年25号・53年41号・59年50号・平成5年20号・9年64号・10年7号・50号・11年26号・14年13号・16年14号・21年54号・23年57号・28年78号・29年9号・令和元年4号〕

（環境性能割の課税標準）

第63条の2 環境性能割の課税標準は、通常取得価額（法第156条に規定する通常取得価額をいう。第63条の4において同じ。）とする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（環境性能割の税率）

第63条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車をいう。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平

- 成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率(法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)が令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。)が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)に規定する令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。
- カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。）
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。次項第3号において同じ。）

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）又は平成21年軽油軽中量車基準（同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成28年軽油重量車基準（法第149条第1項第6号へ(1)(i)に規定する平成28年軽油重量車基準をいう。次項第3号エ(ア)において同じ。）に適合すること。
 - b 平成21年軽油重量車基準（法第149条第1項第6号へ(1)(ii)に規定する平成21年軽油重量車基準をいう。以下この号及び次項第3号エ(ア)において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ト(1)(i)に規定する平成28年輕油重量車基準をいう。次項第3号オ(ア)において同じ。）に適合すること

b 平成21年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ト(1)(ii)に規定する平成21年輕油重量車基準をいう。以下この号及び次項第3号オ(ア)において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）及び法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
 - (2) 次に掲げる石油ガス自動車
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (3) 次に掲げる軽油自動車
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - (ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて

得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 前2項（これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。）及び法第149条第1項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の70	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の151
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の173

第1項第1号イ(ウ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
第1項第1号オ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車(法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の102
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

注 令和7年4月1日から施行〔令和5年34号〕

(環境性能割の税率)

第63条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車をいう。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率（法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）が令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。）以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）及び法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ及びエ 略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 前2項（これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）及び法第149条第1項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の80	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号におい
------------	---	--

		て「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の173
略	略	略
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の184
略	略	略
略	略	略
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
略	略	略
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
略	略	略
略	略	略

- 5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車(法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の116
略	略	略
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109

第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109

- 6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）及び第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。）」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第3項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年67号・3年21号・5年34号〕

（環境性能割の免税点）

第63条の4 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（環境性能割の徴収の方法）

第63条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（環境性能割の申告納付）

第63条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第66条第1項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年71号〕

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第63条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条及び次条第1項において「申告書」という。）を提出すべき者は、前条第1項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（環境性能割の納付の方法）

第63条の8 環境性能割の納税義務者は、第63条の6第1項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、申告書又は前条第2項に規定する修正申告書に北海道税収入証紙（以下この条及び第65条の2において「証紙」という。）を貼ってしなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者は、第63条の6第1項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合において、証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により納税義務者が証紙を貼った場合には、当該証紙を貼った紙面と当該証紙の彩紋とにかけて規則で定める印で判明にこれを消さなければならない。
- 4 第1項の規定による環境性能割の納付に係る証紙の種類及び型式、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第63条の9 環境性能割の納税義務者が第63条の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者を、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第63条の10 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、

当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。第7項において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
- 6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 7 第1項の免除を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第5項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に当該譲渡担保財産をその設定の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に移転したこと又は移転することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、第63条の6第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際、併せて当該申告書を提出しなければならない。
 - (1) 納税者及び譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 自動車の種別、用途、車名、型式及び登録番号
 - (3) 譲渡担保財産の設定年月日及び移転（予定）年月日
 - (4) その他知事が必要と認める事項追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第63条の11 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。
- 3 前条第6項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。
- 4 第2項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に自動車販売業者から取得

した自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で総務省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び自動車販売業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の取得年月日及び登録番号
- (4) 自動車の返還の理由及び返還年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

(環境性能割の減免)

第63条の12 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境性能割を減免する。

- (1) 消防専用自動車、救急専用自動車又はレントゲン専用自動車
- (2) 私立学校が取得した自動車で、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供するもの
- (3) 下肢若しくは体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下この項及び第67条の4第1項において「身体障害者」という。）が取得した自動車若しくはその者と生計を一にする者（以下この号及び同項第3号において「生計を一にする者」という。）が身体障害者のために取得した自動車で、身体障害者が専ら運転するもの若しくは生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転するもの又は身体障害者その他規則で定める者（以下この号及び同項第3号において「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯の身体障害者等が取得した自動車で当該身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を介護する者（同号において「介護者」という。）が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転するもので、知事の認めるもの
- (4) 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で規則で定めるものにおいて、専ら入所者の通所の用に供する自動車で知事の認めるもの
- (5) 公的医療機関の開設者（日本赤十字社を除く。第67条の4第1項第5号において同じ。）その他これに類する者で規則で定めるものが取得した救急自動車又は巡回診療若しくは保健指導の用に供する自動車で知事の認めるもの
- (6) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車で知事の認めるもの
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者（第67条の4第1項第7号において「届出自動車教習所の設置者等」という。）が取得した自動車で、専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので知事の認めるもの（第2号に該当するものを除く。）
- (8) 専ら心身に障害を有し、入浴が困難な者の入浴の用に供する自動車で知事の認めるもの
- (9) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車で知事の認めるもの
- (10) 構造上専ら身体障害者が運転するためのものと認められる自動車で知事の認めるもの
- (11) 天災その他特別の事情がある場合において、知事が環境性能割の減免を必要と認める自動車

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、第63条の6第1項に規定する期限の翌日

から起算して2月を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第3号の自動車について同項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の取得年月日、取得価額及び登録番号
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例59号・令和元年4号〕

（環境性能割の不足税額等の納付）

第63条の13 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項の規定による環境性能割に係る更正等の通知を受けた場合においては、当該不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号・5年34号〕

（種別割の税率）

第64条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

- | | | |
|--|----|----------|
| (ア) 総排気量（ロータリーエンジンを搭載した自動車にあつては、単室容積にローターの数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値をいう。以下この項及び次項までにおいて同じ。）が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの | 年額 | 7,500円 |
| (イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの | 年額 | 8,500円 |
| (ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの | 年額 | 9,500円 |
| (エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの | 年額 | 1万3,800円 |
| (オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの | 年額 | 1万5,700円 |
| (カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの | 年額 | 1万7,900円 |
| (キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの | 年額 | 2万500円 |
| (ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの | 年額 | 2万3,600円 |

のもの

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下
のもの 年額 2万7,200円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 4万700円

イ 自家用

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力
源とするもの 年額 2万5,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下
のもの 年額 3万500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下
のもの 年額 3万6,000円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下
のもの 年額 4万3,500円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下
のもの 年額 5万円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下
のもの 年額 5万7,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下
のもの 年額 6万5,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下
のもの 年額 7万5,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下
のもの 年額 8万7,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万円

(2) トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(ア) 最大積載量が1トン以下のもの 年額 6,500円

(イ) 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの 年額 9,000円

(ウ) 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの 年額 1万2,000円

(エ) 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの 年額 1万5,000円

(オ) 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの 年額 1万8,500円

(カ) 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの 年額 2万2,000円

(キ) 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの 年額 2万5,500円

(ク) 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの 年額 2万9,500円

(ケ) 最大積載量が8トンを超えるもの 年額 2万9,500円に最大積
載量が8トンを超える
部分1トンまでごとに
4,700円を加算した額

イ 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(ア) 最大積載量が1トン以下のもの 年額 8,000円

(イ) 最大積載量が1トンを超え、2トン以下のもの 年額 1万1,500円

(ウ) 最大積載量が2トンを超え、3トン以下のもの 年額 1万6,000円

(エ) 最大積載量が3トンを超え、4トン以下のもの 年額 2万500円

(オ) 最大積載量が4トンを超え、5トン以下のもの	年額	2万5,500円
(カ) 最大積載量が5トンを超え、6トン以下のもの	年額	3万円
(キ) 最大積載量が6トンを超え、7トン以下のもの	年額	3万5,000円
(ク) 最大積載量が7トンを超え、8トン以下のもの	年額	4万500円
(ケ) 最大積載量が8トンを超えるもの	年額	4万500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額

ウ けん引自動車

(ア) 営業用

a 小型自動車であるもの	年額	7,500円
b 普通自動車であるもの	年額	1万5,100円

(イ) 自家用

a 小型自動車であるもの	年額	1万200円
b 普通自動車であるもの	年額	2万600円

エ 被けん引自動車

(ア) 営業用

a 小型自動車であるもの	年額	3,900円
b 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	年額	7,500円
c 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	年額	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

(イ) 自家用

a 小型自動車であるもの	年額	5,300円
b 普通自動車であるもので最大積載量が8トン以下のもの	年額	1万200円
c 普通自動車であるもので最大積載量が8トンを超えるもの	年額	1万200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額

(3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

ア 営業用

(ア) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（イ）において同じ。）

a 乗車定員が30人以下のもの	年額	1万2,000円
b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	年額	1万4,500円
c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	年額	1万7,500円
d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	年額	2万円
e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	年額	2万2,500円
f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	年額	2万5,500円
g 乗車定員が80人を超えるもの	年額	2万9,000円

(イ) 一般乗合用バス以外のバス		
a 乗車定員が30人以下のもの	年額	2万6,500円
b 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	年額	3万2,000円
c 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	年額	3万8,000円
d 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	年額	4万4,000円
e 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	年額	5万500円
f 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	年額	5万7,000円
g 乗車定員が80人を超えるもの	年額	6万4,000円
イ 自家用		
(ア) 乗車定員が30人以下のもの	年額	3万3,000円
(イ) 乗車定員が30人を超え、40人以下のもの	年額	4万1,000円
(ウ) 乗車定員が40人を超え、50人以下のもの	年額	4万9,000円
(エ) 乗車定員が50人を超え、60人以下のもの	年額	5万7,000円
(オ) 乗車定員が60人を超え、70人以下のもの	年額	6万5,500円
(カ) 乗車定員が70人を超え、80人以下のもの	年額	7万4,000円
(キ) 乗車定員が80人を超えるもの	年額	8万3,000円
(4) 特種用途自動車		
ア 霊きゅう車	年額	1万2,000円
イ キャンピング車（自家用に限る。）		
(ア) 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	年額	2万円
(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	2万4,400円
(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	2万8,800円
(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	3万4,800円
(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	4万円
(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	4万5,600円
(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	5万2,400円
(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	6万400円
(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額	6万9,600円
(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの	年額	8万8,000円
ウ キャンピングトレーラー及びボートトレーラー（自家用の被けん引自動車に限る。）		
(ア) 二輪の小型自動車であるもの	年額	3,200円
(イ) 三輪以上の小型自動車であるもの	年額	5,300円
(ウ) 普通自動車であるもの	年額	1万200円
エ 二輪の小型自動車である被けん引自動車（キャンピングトレーラー及びボートトレ		

ーラー（被けん引自動車に限る。）を除く。）

ア 営業用	年額	2,400円
イ 自家用	年額	3,200円
オ その他	年額	当該自動車の構造、用途等に従って乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の別に区分し、当該区分に対応する前3号又は次号に掲げる額（次項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）

(5) 三輪の小型自動車

ア 営業用	年額	4,500円
イ 自家用	年額	6,000円

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1) 営業用

ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	3,700円
イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	4,700円
ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円

(2) 自家用

ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	5,200円
イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	6,300円
ウ 総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円

3 第1項第3号に掲げる自動車のうち、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者が所有し、かつ、専らその学校等の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学又は園児の通園の用に供するものに対して課する種別割の税率は、第1項の規定にかかわらず、同号ア(ア)に掲げるバスの区分に応じそれぞれに定める額と同一の額とする。

全部改正〔平成13年条例45号〕、一部改正〔平成14年13号・15年36号・18年62号・28年78号・29年9号・令和元年4号〕

（種別割の納期）

第65条 種別割の納期は、5月15日から31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、前項の規定にかかわらず、知事の定めるところによる。

全部改正〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和39年条例1号・40年1号・44年12号・48年43号・平成29年9号・令和元年4号〕

(種別割の徴収の方法)

第65条の2 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。
- 3 種別割の納税者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をしたときに、証紙をもってその税金を払い込まなければならない。この場合において、納税者は、第66条の規定により当該新規登録の申請をしたときに提出する申告書に証紙を貼り、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印を受けなければならない。
- 4 前項の規定による種別割の払込みに係る証紙の種類及び形式、証紙の売りさばき手続その他の証紙の取扱いに関し必要な事項並びに前項の納税済印の印影は、規則で定める。
- 5 知事は、第3項の規定により納税者が証紙を貼った場合には、当該証紙を貼った紙面と当該証紙の彩紋とにかけて規則で定める印で判明にこれを消さなければならない。
- 6 第3項の申告書の提出がなかったことにより第2項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

追加〔昭和40年条例1号〕、一部改正〔昭和45年条例13号・48年43号・平成17年67号・18年60号・29年9号・令和元年4号〕

(種別割の徴収の方法の特例)

第65条の3 知事は、納税者が法第177条の12に規定する場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項、第3項及び第5項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を総務省令で定める方法により徴収することができる。

追加〔平成28年条例78号〕、一部改正〔平成29年条例9号・31年60号・令和元年4号・2年71号〕

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第66条 種別割の納税義務者は、新規登録、変更登録（道路運送車両法第12条第1項の規定による変更登録をいう。以下この項において同じ。）又は移転登録の申請をした場合（新規登録、変更登録又は移転登録の申請をした場合以外で納税義務が発生し、又は消滅したときは、その発生又は消滅の日から10日以内）に、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動があった場合は、その異動を生じた日から5日以内に申告しなければならない。

- 2 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 買主の住所及び氏名又は名称

- (2) 買主の勤務先の名称及び所在地
- (3) 自動車の所有権を買主へ移転する旨の通知の有無
- (4) 自動車を占有している者
- (5) その他知事が必要と認める事項
一部改正〔昭和29年条例44号・31年33号・40年1号・45年13号・51年53号・55年58号・平成13年45号・29年9号・令和元年4号〕

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第67条 種別割の納税義務者又は法第147条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者を、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
一部改正〔昭和51年条例53号・平成21年15号・23年46号・29年9号・令和元年4号〕

(自動車の売主の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の申告)

第67条の2 法第11条の9第2項の規定の適用があるべき旨の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である事実並びに自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなった事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 売主及び買主の氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録番号
- (4) 年度及び税額
- (5) 自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなった額
- (6) その他知事が必要と認める事項
追加〔昭和47年条例11号〕、一部改正〔昭和48年条例43号・51年53号・平成13年45号・14年13号〕

(種別割の減免)

第67条の3 知事は、種別割の納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、種別割を減免する。

- 2 前項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録年月日及び登録番号
- (4) 年度及び税額
- (5) 減免を受けようとする理由
- (6) その他知事が必要と認める事項
追加〔昭和40年条例1号〕、一部改正〔昭和47年条例11号・48年43号・平成13年45号・14年13号・29年9号・令和元年4号〕

第67条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を減免する。

この場合において、種別割の賦課期日後に当該各号のいずれかに該当することとなった自動車に対しては、当該各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の翌月以後の期間に係る種別割を減免する。

- (1) 消防専用自動車、救急専用自動車又はレントゲン専用自動車
 - (2) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供する自動車
 - (3) 身体障害者が所有する自動車若しくは生計を一にする者が身体障害者のために所有する自動車で、身体障害者が専ら運転するもの若しくは生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のみで構成される世帯の介護者が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転するもので、知事の認めるもの
 - (4) 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で規則で定めるものにおいて、専ら入所者の通所の用に供する自動車で知事の認めるもの
 - (5) 公的医療機関の開設者その他これに類する者で規則で定めるものが所有する救急自動車又は巡回診療若しくは保健指導の用に供する自動車で知事の認めるもの
 - (6) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車で知事の認めるもの
 - (7) 届出自動車教習所の設置者等が所有する自動車のうち、専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので知事の認めるもの（第2号に該当するものを除く。）
 - (8) 専ら心身に障害を有し、入浴が困難な者の入浴の用に供する自動車で知事の認めるもの
 - (9) 構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車で知事の認めるもの
- 2 前項の規定による減免（以下この条において「減免」という。）を受けようとする者は、減免を受けようとする年度の納期限（定期に課する種別割に係るものに限る。）又は減免を受けようとする自動車が同項各号のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して2月を経過する日のうちいずれか遅い日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第3号の自動車について減免を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
 - (3) 自動車の登録年月日及び登録番号
 - (4) 減免を受けようとする理由
 - (5) その他知事が必要と認める事項
- 3 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。
- 4 減免を受けた者は、当該減免を受けた自動車について第2項第4号に掲げる事項に異動があった場合には、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 5 前年度に引き続き減免を受けようとする自動車については、当該減免を受けようとする年度の種別割の賦課期日において第2項各号に掲げる事項に異動がないと知事が認めるときは、当該年度の種別割の納期限までに当該自動車に係る同項の規定による申請書の提出

(当該自動車が第1項第3号に該当する場合にあっては、当該提出並びに第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示) がされたものとみなして、第1項の規定を適用する。

追加〔平成28年条例78号〕、一部改正〔平成29年条例9号・令和元年4号〕

第68条 知事は、自動車販売業者で規則で定めるものが4月1日現在において商品として所有し、かつ、展示している自動車(道路運送車両法第4条の登録を受けているものに限る。)で規則で定めるものに対しては、種別割を減免する。この場合における減免額は、当該自動車に係る第64条第1項及び第2項に規定する税率の額の12分の3に相当する額とする。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号及び車台番号
- (3) その他知事が必要と認める事項

全部改正〔昭和61年条例38号〕、一部改正〔平成3年条例24号・13年45号・29年9号・令和元年4号〕

第69条 削除

削除〔昭和61年条例38号〕

(種別割に係る証明書の交付)

第69条の2 知事は、道路運送車両法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が同法第97条の2に規定する書面の交付を申請する場合において、当該自動車について現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和44年条例27号・平成20年79号・29年9号・令和元年4号〕

第9節 鉦区税

一部改正〔昭和29年条例44号・平成7年5号〕

第70条 削除

削除〔昭和29年条例44号〕

(鉦区税の税率)

第71条 鉦区税の税率は、次の各号に掲げる鉦区について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区

試掘鉦区	面積100アールごとに	年額	200円
採掘鉦区	面積100アールごとに	年額	400円
- (2) 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区

面積100アールごとに 年額 200円

- 2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する税率の3分の2とする。
- 3 第1項の場合において、100アール未満の端数は、100アールとみなす。
一部改正〔昭和26年条例62号・30年76号・34年15号・40年1号・41年2号・52年21号・58年16号・平成4年70号・13年45号〕

(鉱区税の納期)

第72条 定期に課する鉱区税は、5月15日から31日までの納期において徴収する。
一部改正〔昭和28年条例112号〕

(鉱区税の賦課徴収に関する申告の義務)

- 第73条** 鉱区税の納税義務者は、鉱業権の設定、変更又は移転等の登録をしたときは、その登録の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動があった場合は、その異動を生じた日から5日以内に申告しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 鉱区の所在地及び面積又は延長
 - (3) 鉱区の種類及び登録番号
 - (4) 鉱業権の設定、変更又は移転等の年月日及び存続期間
 - (5) 道内の主たる事務所又は事業所の所在地及び名称
- 2 前項の場合において、鉱業権の移転が譲渡によるときは、前鉱業権者と連署しなければならない。
一部改正〔昭和31年条例33号・平成4年70号・13年45号〕

(鉱区税に係る不申告に関する過料)

- 第74条** 鉱区税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。
- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
一部改正〔平成21年条例15号・23年46号〕

(鉱区税に係る証明書の交付)

- 第74条の2** 知事は、試掘権者が鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2（同令第20条第4項（同令第22条の8において準用する場合を含む。）及び第22条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定によって鉱区税を滞納していないこと、又は鉱区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する知事の証明書の交付を申請したときは、当該証明書を交付するものとする。
追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成24年条例78号〕

(鉱区税の減免)

- 第74条の3** 知事は、鉱区税の納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、鉱区税を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 第73条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 年度及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他知事が必要と認める事項
追加〔昭和40年条例1号〕

第75条から第84条まで 削除
削除〔昭和27年条例44号〕

第10節 削除
削除〔平成16年条例76号〕

第85条から第89条まで 削除
削除〔平成16年条例76号〕

第11節 道固定資産税
追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成7年条例5号〕

(道固定資産税の納税義務者)

第89条の2 道固定資産税（以下この節において「固定資産税」という。）は、大規模の償却資産（新設大規模償却資産を含む。以下次条、第89条の7第2項及び第89条の10第1項において同じ。）に対し、その所有者に課する。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和32年条例34号〕

(固定資産税の課税標準)

第89条の3 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価格（法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和30年条例76号・32年34号〕

(固定資産税の税率)

第89条の4 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

追加〔昭和29年条例44号〕

(固定資産税の賦課期日)

第89条の5 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

追加〔昭和29年条例44号〕

(固定資産税の納期)

第89条の6 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月15日から30日まで
 - 第2期 7月15日から31日まで
 - 第3期 12月15日から25日まで
 - 第4期 翌年2月15日から末日まで
- 追加〔昭和29年条例44号〕

(固定資産税の徴収の方法等)

第89条の7 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 法第745条第1項において準用する法第364条第5項の規定により、法第389条第1項に規定する通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき大規模の償却資産に係る固定資産税は、当該大規模の償却資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格を課税標準として仮に算定した額の2分の1に相当する額を徴収する。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和32年条例34号・平成14年48号・21年15号〕

第89条の8 削除

削除〔昭和41年条例55号〕

(固定資産税の納期前の納付)

第89条の9 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

- 2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔昭和38年条例17号〕

(固定資産税の減免)

第89条の10 知事は、天災その他の災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた大規模の償却資産のうち、知事において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 償却資産の所在、種類、数量及び価格
- (3) 減免を受けようとする事由

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成21年条例15号〕

(固定資産税に係る不申告に関する過料)

第89条の11 法第742条第1項又は第3項の規定によって知事が指定した償却資産の所有者が法第745条第1項において準用する法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額及びその徴収については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
追加〔昭和29年条例44号〕、一部改正〔平成21年条例15号・23年46号〕

第3章 目的税

追加〔昭和31年条例33号〕

第1節及び第2節 削除

削除〔平成21年条例54号〕

第90条から第119条の2まで 削除

削除〔平成21年条例54号〕

第3節 狩猟税

全部改正〔平成16年条例76号〕

(狩猟税の納税義務者)

第120条 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対し、その都度課する。

追加〔昭和38年条例17号〕、一部改正〔昭和54年条例16号・平成16年76号〕

(狩猟税の税率)

第121条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500円
 - (2) 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円
 - (3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円
 - (4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円
 - (5) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- 2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

- (1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1
- (2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3
全部改正〔平成16年条例76号〕、一部改正〔平成19年条例43号・27年8号・29年43号〕

（狩猟税の賦課期日）

第122条 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とする。

追加〔昭和38年条例17号〕、一部改正〔昭和54年条例16号・平成15年36号・16年76号〕

（狩猟税の徴収方法）

第123条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。

全部改正〔平成16年条例76号〕

（狩猟税の徴収手続）

第123条の2 狩猟税の納税者は、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはり、又は証紙の額面金額に相当する現金を添えて出納員に納付し、納税済印の押印を受けることによって証紙に代えることができる。この場合において、当該納税者が第121条第1項第2号及び第4号に掲げる者であるときは、その旨を証する書類を提出しなければならない。

追加〔平成16年条例76号〕、一部改正〔平成20年条例76号〕

第4章 電子計算機を使用して作成する道税関係帳簿の保存方法等の特例

追加〔平成10年条例34号〕、一部改正〔平成10年条例34号〕

（道税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第124条 第46条の8に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者（以下この章において「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」という。）は、道税関係帳簿（同条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

追加〔平成10年条例34号〕、一部改正〔平成10年条例34号・16年14号・令和3年23号〕

（道税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第125条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、道税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該道税関

係帳簿の備付け及び保存に代えているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該道税関係帳簿の全部又は一部については、規則で定めるところにより、当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

追加〔平成10年条例34号〕、一部改正〔平成10年条例34号・令和3年23号〕

（道税に関する条例等の規定の適用）

第126条 第124条又は前条第1項若しくは第2項に規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている道税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する道税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該道税関係帳簿とみなす。

追加〔平成10年条例34号〕、一部改正〔平成10年条例34号・令和3年23号〕

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例中に特別の定めがある場合を除くほか、入場税、遊興飲食税、家畜税、第21条及び第22条の規定については昭和25年9月1日から、その他の道税については昭和25年度分から、それぞれ適用する。

一部改正〔昭和44年条例22号〕

（関係条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

北海道税条例（昭和23年北海道条例第43号）

北海道税臨時特別条例（昭和25年北海道条例第8号）

一部改正〔昭和44年条例22号〕

（旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった道税の取扱い）

第3条 旧条例の規定によって課し、又は課すべきであった道税については、附則第1条の規定にかかわらず、なお、従前の規定による。ただし、その賦課徴税については、徴税吏員は、納税者に対し直接に徴税令書を交付するものとする。

2 旧条例の規定によって徴収する延滞金については、前項の規定にかかわらず、昭和25年9月1日以後の期間に対応する延滞金の割合は、税金額100円について1日8銭とする。

3 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の定による。

一部改正〔昭和44年条例22号〕

第4条 削除

削除〔平成15年条例36号〕

（個人の道民税の配当控除）

第5条 所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年（附則第5条の4から第5条の5まで、附則第6条、附則第6条の3、附則第9条の4の3、附則第9条の5から第12条の2まで、附則第12条の2の3、附則第12条の3、附則第12条の5及び附則第12条の

8において「前年」という。)の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、当分の間、次に掲げる金額の合計額を、その者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- (1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。)の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、100分の0.56)(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.6(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.28))に相当する金額
 - (2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配(以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。)に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.6(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.28)(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、100分の0.3(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.14))に相当する金額
 - (3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.3(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.14)(課税総所得金額が1,000万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.15(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.07))に相当する金額
- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条及び第27条の2の規定の適用については、第27条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条第1項」と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条第1項」とする。

全部改正〔昭和37年条例1号〕、一部改正〔昭和41年条例2号・44年22号・46年17号・49年12号・50年18号・55年58号・59年50号・60年4号・平成元年17号・10年41号・12年94号・13年43号・59号・15年42号・18年60号・62号・19年47号・20年79号・27年41号・29年43号・令和元年4号・2年71号〕

第5条の2及び第5条の3 削除

削除〔平成20年条例79号〕

（個人の道民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条、次条及び附則第12条の5第3項において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「道民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第27条及び第27条の2の規定の適用については、第27条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4第1項」と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び道民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4 道民税の所得割の納税義務者が法第45条の3第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

追加〔平成18年条例62号〕、一部改正〔平成19年条例47号・20年76号・79号・21年54号・66号・22年29号・35号・23年69号・24年17号・78号・25年36号・26年85号・27年41号・28年78号・29年43号・30年44号・令和元年4号〕

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額（当該金額が3万9,000円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有す

る場合には、1万9,500円)を超える場合には、3万9,000円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円)。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額)

2 前項の規定の適用がある場合における第27条及び第27条の2の規定の適用については、第27条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4の2第1項」と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条の4の2第1項」とする。

3 道民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

追加〔平成21年条例66号〕、一部改正〔平成25年条例36号・26年85号・27年41号・29年9号・43号・30年44号・31年60号・令和元年4号・4年27号〕

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第26条の3の規定の適用を受ける道民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の4の3第1項、附則第9条の5第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

- (1) 第26条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第26条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
 - (2) 第26条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第26条の3第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
 - (3) 前年中の所得について附則第9条の5第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
 - (4) 前年中の所得について附則第11条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
 - (5) 前年中の所得について附則第9条の4の3第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第12条の2第1項又は附則第12条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75
- 追加〔平成20年条例79号〕、一部改正〔平成23年条例46号・25年36号・28年75号・29年43号・令和元年1号〕

第5条の6 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の道民税についての第26条の3及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

全部改正〔平成26年条例85号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第5条の7 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第26条の3及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「以下この条」とあるのは「租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。以下この条」と、附則第5条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

追加〔平成23年条例46号〕、一部改正〔平成25年条例36号・28年78号・令和元年1号〕

（旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例）

第5条の8 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第26条の3第1項第3号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

追加〔平成23年条例46号〕、一部改正〔平成25年条例36号〕

（令和6年度分の個人の道民税の特別税額控除）

第5条の9 令和6年度分の個人の道民税に限り、道民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の道民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第26条の3第2項及び附則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第5条の9第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

追加〔令和6年条例65号〕

（令和7年度分の個人の道民税の特別税額控除）

第5条の10 令和7年度分の個人の道民税に限り、道民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項

の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の道民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
追加〔令和6年条例65号〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る道民税の課税の特例）

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第28条の4の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る道民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第28条の4の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道民税の所得割の額は、第25条から第27条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とするものとする。
 - (1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.3）を乗じて計算した金額
 - (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第25条から第27条まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定に

より計算した所得割の額に相当する金額

- 3 前項の規定の適用がある場合における第27条の2、附則第5条の9第2項及び前条第2項の規定の適用については、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第6条第2項」と、附則第5条の9第2項第1号中「及び」とあるのは「、附則第6条第2項及び」と、前条第1号中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする。

追加〔昭和43年条例22号〕、一部改正〔昭和44年条例22号・48年43号・53年28号・57年5号・61年29号・平成元年51号・3年11号・4年70号・8年32号・12年92号・15年42号・17年60号・18年62号・20年79号・21年66号・23年46号・26年82号・29年41号・43号・令和元年4号・2年67号・5年29号・6年65号〕

（個人の道民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

- 第6条の2** 法附則第7条第1項に規定する申告特例対象寄附者は、当分の間、同項に規定する寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第28条の4の規定による申告書の提出に代えて、法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、当該特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）に対し、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に法附則第7条第1項に規定する申告特例通知書（次項及び次条第1項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項において「申告特例の求め」という。）を行った者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第3項第1号に掲げる事項に変更があったときは、申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、同条第4項の規定により、当該変更があった事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

追加〔平成27年条例37号〕、一部改正〔令和元年条例1号〕

- 第6条の3** 所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、当分の間、申告特例控除額を当該納税義務者の第26条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 2 前項の申告特例控除額は、第26条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第26条第2項に規定する課税総所得金額から第26条の2第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

追加〔平成27年条例37号〕、一部改正〔令和元年条例1号〕

- 第6条の4** 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の道民税についての前条第2

項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

追加〔平成27年条例37号〕、一部改正〔令和元年条例4号〕

(法人の道民税の特定寄附金税額控除)

- 第6条の5** 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号。附則第7条の2第1項において「平成28年地域再生法改正法」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下この項及び附則第7条の2第1項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条及び附則第7条の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び附則第7条の2第1項において「寄附金支出事業年度」という。）の法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき道民税の法人税割額（第34条の2第6項（同条第10項及び第11項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5.7に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第34条の2第1項、第5項（同条第10項及び第11項において準用する場合を含む。）及び第6項並びに法第53条第36項、第37項、第49項及び第50項（同条第51項（同条第52項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第52項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の道民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道民税の法人税割額とする。）の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。
- 2 前項の規定は、法第53条第1項の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第34項若しくは第35項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特

定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書（同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書（同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とする。

追加〔平成28年条例75号〕、一部改正〔平成29年条例9号・41号・30年43号・令和元年4号・2年67号・71号・3年23号・4年25号〕

（法人の事業税の税率の特例）

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業

年度に係る所得割については、第39条第1項第2号中「各事業年度の所得のうち年400万

円を超える金額 100分の4.9」とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

全部改正〔平成18年条例62号〕、一部改正〔平成19年条例47号・22年35号・25年36号・令和元年4号・2年67号・4年25号〕

（法人の事業税の特定寄附金税額控除）

第7条の2 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度に係る法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する分割基準により按分して計算した金額）の100分の20に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第39条の規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書又は第72条の28の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書を提出

する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書又は第72条の28の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とする。

追加〔平成28年条例75号〕、一部改正〔平成29年条例41号・30年44号・令和元年4号・2年67号・71号〕

(法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金の免除の特例)

第7条の2の2 当分の間、第42条第10項及び第11項に規定する延滞金（以下この条において「徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（法附則第3条の2第3項に規定する猶予特例基準割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であってその年に含まれる期間に対応する徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第42条第10項中「期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞金額（法附則第3条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第15条の9第1項に規定する特例延滞金額をいう。次項において同じ。）を超える部分の金額」と、同条第11項中「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

追加〔平成25年条例36号〕、一部改正〔平成28年条例75号・令和2年71号〕

(譲渡割の賦課徴収の特例)

第7条の2の3 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、第43条の12の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

追加〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成28年条例75号〕

(譲渡割の申告及び納付の特例等)

第7条の2の4 譲渡割の申告は、当分の間、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第43条の11及び第43条の11の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条の11	から第72条の89 まで	及び第72条の88
	、法第72条の88 第1項並びに法 第72条の89第2 項及び第3項	及び第72条の88第1項
	知事	税務署長
第43条の11の2	、第72条の88第	並びに第72条の88第1項及び第2項

1 項及び第 2 項並びに第72条の89各項	
) は、法第72条の87から第72条の89まで) は、法第72条の87又は第72条の88第 1 項若しくは第 2 項前段
、第72条の88第 1 項若しくは第 2 項又は第72条の89各項	又は第72条の88第 1 項若しくは第 2 項
については、法第72条の87から第72条の89まで	については、法第72条の87並びに第72条の88第 1 項及び第 2 項前段
、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第43条の11中「納付書によって指定金融機関又は出納員」とあるのは、「国」とする。

追加〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成28年条例75号・30年44号・令和元年4号〕

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第7条の2の5 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第44条の2第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第44条の7第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項並びに第44条の8第1項及び第2項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第44条の7第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合には、4年）」と、第44条の8第1項及び第2項中「2年」とあるのは「3年（同号に規定する政令で定める場合には、4年）」とする。

追加〔平成11年条例20号〕、一部改正〔平成11年条例26号・53号・13年43号・14年44号〕

・15年42号・16年76号・79号・18年60号・19年43号・47号・20年76号・22年29号・24年78号・26年82号・28年75号・30年43号・令和元年4号・2年67号・4年25号・6年65号]

(都市再生緊急整備地域における不動産取得税の課税標準の特例)

第7条の2の6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

追加〔平成27年条例56号〕、一部改正〔平成28年条例75号・29年41号・31年60号・令和元年4号・3年21号・5年29号〕

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第7条の3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第44条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第44条の7第1項から第3項まで、第44条の10の2第1項、第44条の10の3第1項又は第44条の12第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、第44条の7第1項から第3項まで、第44条の10の2第1項及び第44条の10の3第1項中「税率」とあるのは「当該税額の算定に用いられた税率」と、第44条の12第1項中「第44条の税率」とあるのは「当該不動産取得税の税額の算定に用いられた税率」とする。

全部改正〔平成15年条例36号〕、一部改正〔平成18年条例60号・21年54号・24年78号・26年82号・27年37号・30年43号・令和元年4号・3年21号・6年65号〕

(不動産取得税の減額の申請等)

第7条の4 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第44条の7第1項、第44条の8第2項及び第44条の10第2項の規定の適用については、第44条の7第1項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条、次条第2項及び第44条の10第2項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第5項及び第6項において同じ。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項、次条第2項及び第44条の10第2項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とい

う。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」と、同項各号及び第44条の8第2項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」と、第44条の10第2項中「(第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、当該申請書及び同条第10項に規定する書類)を」とあるのは「に特例適用サービス付き高齢者向け住宅に該当する住宅が新築されたことを証明するに足る書類を添付して」と、同項第5号ア及びイ中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 法附則第11条の4第2項の規定により改修工事対象住宅(同項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。)の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事(同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この項及び第4項において同じ。)を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅(同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項及び第4項において同じ。)を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 改修工事対象住宅の新築年月日
- (4) 改修工事対象住宅の取得年月日
- (5) 住宅性能向上改修工事の内容及び工事期間
- (6) 住宅性能向上改修工事に要した費用の額
- (7) 住宅性能向上改修住宅の床面積
- (8) 個人に譲渡した年月日
- (9) 譲渡を受けた個人の住所及び氏名
- (10) 個人に対する譲渡の対価の額
- (11) 譲渡を受けた個人が居住の用に供した年月日
- (12) その他知事が必要と認める事項

3 第44条の8から第44条の10までの規定は、前項の減額を受けようとする納税義務者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第44条の8第1項中「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第2項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたもの)に限る。以下この項及び次項において「2号適用土地の取得」という。)にあつては当該2号適用土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅(以下この条及び第44条の10において「改修工事対象住宅」という。)の取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「附則第7条の4第2項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項、同項第6号及び第10号に

掲げる額の予定額その他知事が必要と認める事項並びに法附則第11条の4第2項の規定の適用があることとなる予定年月日」と、「前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅に該当する住宅が新築されること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、2号適用土地の取得にあつては当該2号適用土地の取得の日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」とあるのは「改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に同項に規定する住宅性能向上改修工事（以下この項及び第44条の10第2項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行ったこと又は行うこと、当該住宅性能向上改修工事を行った法附則第11条の4第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この項及び第44条の10第2項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと又は譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、第44条の9中「第44条の7第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「法附則第11条の4第2項」と、第44条の10第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第44条の7第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第2項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「第4号及び第8号並びに附則第7条の4第2項各号に掲げる事項」と、「（第44条の7第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、当該申請書及び同条第10項に規定する書類）を」とあるのは「に改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して」と読み替えるものとする。

- 4 法附則第11条の4第4項の規定により改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする納税義務者は、第2項各号に掲げる事項及び当該改修工事対象住宅用地の取得年月日を記載した申請書に当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 5 第44条の8から第44条の10までの規定は、前項の減額を受けようとする納税義務者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取

消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第44条の8第1項中「前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第44条の10の2第1項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限る。以下この項及び次項において「2号適用土地の取得」という。）にあつては当該2号適用土地の取得の日から6月以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅用地（以下この条及び第44条の10において「改修工事対象住宅用地」という。）の取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「附則第7条の4第2項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項、同項第6号及び第10号に掲げる額の予定額、改修工事対象住宅用地の取得年月日その他知事が必要と認める事項並びに法附則第11条の4第4項の規定の適用があることとなる予定年月日」と、「前条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅に該当する住宅が新築されること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること及び自己の居住の用に供すること、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと又は取得すること並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供すること、2号適用土地の取得にあつては当該2号適用土地の取得の日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅に該当する住宅を取得していたこと並びに当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行ったこと又は行うこと、第44条の10の2第1項の証明を受けたこと又は受けること及び自己の居住の用に供する」とあるのは「改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅用地の上にある同条第2項に規定する改修工事対象住宅（以下この項及び第44条の10第2項において「改修工事対象住宅」という。）に法附則第11条の4第2項に規定する住宅性能向上改修工事（以下この項及び第44条の10第2項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行ったこと又は行うこと、当該住宅性能向上改修工事を行った法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この項及び第44条の10第2項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと又は譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、第44条の9中「第44条の7第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、第44条の10第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第44条の7第1項第1号、第2項第1号又は第3項」とあるのは「法附則第11条の4第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「第4号及び第8号並びに附則第7条の4第2項各号に掲げる事項並びに改修工事対象住宅用地の取得年月日」と、「（第44条の7第2項第1号の規定の

適用を受ける土地の取得にあつては、当該申請書及び同条第10項に規定する書類)を」とあるのは「に改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行ったこと、当該住宅性能向上改修工事を行った特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを明らかにする書類を添付して」と読み替えるものとする。

追加〔昭和47年条例11号〕、一部改正〔昭和48年条例43号・49年12号・52年21号・54年16号・55年58号・56年31号・58年24号・60年4号・62年4号・23号・63年52号・平成元年51号・60号・2年15号・3年11号・4年67号・6年33号・7年25号・8年32号・10年34号・11年20号・53号・12年92号・94号・14年44号・15年36号・18年60号・20年76号・21年54号・66号・22年29号・35号・23年32号・46号・24年78号・25年31号・26年82号・27年37号・41号・29年41号・30年43号・31年60号・令和元年4号・3年21号・4年27号・5年29号〕

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額等を行う場合の宅地評価土地に係る価格の特例)

第7条の5 法附則第11条の5第1項の規定の適用がある土地の取得について第44条の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。

2 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に第44条の10の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)中に法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第44条の10の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」とする。

3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に第44条の12第1項第1号に規定する天災その他の災害により不動産が滅失し、又は損壊した場合において、同項に規定する被害直前の価格及び被害直後の価格中に法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第44条の12第1項の規定の適用については、同項中「被害直前の価格」とあるのは「被害直前の価格(当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」と、「被害直後の価格」とあるのは「被害直後の価格(当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額)」とする。

追加〔平成6年条例33号〕、一部改正〔平成8年条例32号・9年8号・12年92号・15年36号・18年60号・21年54号・24年78号・26年82号・27年37号・30年43号・令和元年4号・3年21号・6年65号〕

(不動産の価格の決定の特例)

第7条の6 第44条の10の3第1項の規定により知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第44条の10の3第1項又は附則第7条の5第2項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

追加〔平成9年条例8号〕、一部改正〔平成15年条例42号・26年82号・29年41号〕

(不動産取得税の徴収猶予の申請等)

第8条 法附則第12条第1項の規定により農地、採草放牧地及び準農地（以下「農地等」という。）の取得に対して課する不動産取得税の徴収の猶予を受けようとする納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該取得の日の属する年の翌年の3月15日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 前所有者の住所及び氏名
- (3) 農地等の所在、地番及び地積
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受けようとする者（租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の徴収の猶予を受ける者を除く。）は、法附則第12条第1項の規定の適用を受けようとする農地等の贈与を受けた日の属する年の翌年の3月15日までに、総務省令附則第4条第1項に規定する事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

3 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同項の規定による徴収猶予の期限がまだ確定していない間、農地等の取得のあった日の属する年の翌年3月16日（租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申告書を提出する場合にあっては、当該申告書の提出期限の翌日）から起算して毎3年を経過するごとの日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に、総務省令附則第4条第3項に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名
- (2) 農地等の所在、地番及び地積
- (3) その他知事が必要と認める事項

4 法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があった場合において、当該不動産取得税に係る農地等の受贈者又は贈与者（これらの者のうち租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農地等の贈与した者を除く。）が死亡したときは、総務省令附則第4条第10項に規定する者は、同条第11項に規定する事項を記載した届出書を、その死亡の日後、遅滞なく、知事に提出しなければならない。

全部改正〔昭和41年条例2号〕、一部改正〔昭和41年条例55号・43年22号・44年22号・27号・51年53号・平成8年34号・12年94号・126号・13年45号・21年66号〕

(ゴルフ場利用税の非課税の手続)

第8条の2 ゴルフ場利用税について法附則第12条の2の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場の利用が同条に規定するゴルフ場の利用に該当することについて、その旨を記載した書面及びその該当することについて同条に規定する国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者の発行する証明書をもって証明しなければならない。

2 前項の規定による証明は、同項の書面及び証明書を当該ゴルフ場の経営者に提出することにより行わなければならない。ただし、同項の書面の提出について、知事が認める場合は、この限りでない。

全部改正〔令和2年条例67号〕

第8条の2の2から第8条の2の5まで 削除

削除〔令和2年条例67号〕

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第8条の2の6 当分の間、第61条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成22年条例29号〕

(軽油引取税の課税免除の特例)

第8条の2の7 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第61条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第61条の12第6項の規定による免税証の交付があった場合又は次項において読み替えて準用する第61条の19第1項の規定による知事の承認があった場合若しくは法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による他の都府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 自衛隊又は法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令附則第10条の2の2第3項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又は同条第4項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他政令附則第10条の2の2第5項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第6項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 木材加工業その他の政令附則第10条の2の2第7項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第61条の11から第61条の14まで、第61条の18及び第61条の19の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第61条の11第1項中「第61条の5に規定する」とあるのは「附則第8条の2の7第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「課さないこととされる軽油」とあるのは「課さないこととされる軽油（以下この条から第61条の14まで、第61条の18及び第61条の19において「免税軽油」という。）」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「法第144条の21第1項ただし書」とあるのは「法附則第12条の2の7第2

項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、同条第3項中「第61条の5に規定する」とあるのは「附則第8条の2の7第1項各号に掲げる」と、同条第5項中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、同条第6項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が令和9年3月31日以後に到来する場合には、同日）」と、第61条の12第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、第61条の13中「法第144条の21第1項ただし書」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項ただし書」と、第61条の14第1項中「法第144条の22第1項若しくは第2項、法第144条の25第1項から第3項まで又は法第144条の26」とあるのは「法附則第12条の2の7第3項の規定により適用する法第144条の22第1項若しくは第2項、法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用する法第144条の25第1項から第3項まで又は法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用する法第144条の26」と、「法第144条の27第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の27第1項」と、第61条の18第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項」と、「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」と、「第61条の5に規定する」とあるのは「附則第8条の2の7第1項各号に掲げる」と、第61条の19の見出し及び同条第1項中「法第144条の31第4項又は第5項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

3 前2項の場合における第8条、第61条の2、第61条の7、第61条の9、第61条の15及び第61条の20の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項第7号	第3号	第3号（附則第8条の2の7第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第4号	第4号（附則第8条の2の7第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第61条の12第6項	第61条の12第6項（附則第8条の2の7第2項において準用する場合を含む。）
第61条の2第1項第3号及び第4号	第61条の5	第61条の5又は附則第8条の2の7第1項
第61条の2第1項第4号	同条	これらの規定
第61条の7	第61条の2	第61条の2（附則第8条の2の7第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第61条の9第3項	又は第61条の5	若しくは第61条の5又は附則第8条の2の7第1項
	第61条の12第6項	第61条の12第6項（附則第8条の2の7第2項において準用する場合を含む。）
第61条の15	法第144条の29第1項	法第144条の29第1項（法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第61条の20	第61条の7ただし書	第61条の7ただし書（附則第8条の2の7第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	法第144条の18	法第144条の18（法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

- (1) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第6条第1項（同法第7条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）第5条第7項において準用する場合を含む。）
- (2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第10条第1項
- (3) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）第7条第1項（同法第8条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第5条第7項において準用する場合を含む。）

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第61条の14第1項の規定の適用については、同項中「並びに報告対象期間」とあるのは「、報告対象期間」と、「その他の」とあるのは「並びに報告対象期間に行った附則第8条の2の7第4項から第6項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の」とする。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成21年条例66号・22年29号・24年78号・27年37号・29年9号・41号・30年43号・令和元年4号・2年67号・3年21号・5年34号・6年65号〕

（軽油引取税の税率の特例）

第8条の2の8 軽油引取税の税率は、第61条の6の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

追加〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成22年条例29号〕

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第8条の2の9 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第61条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第61条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第61条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

追加〔平成22年条例29号〕

(環境性能割の非課税)

第8条の2の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたものの運行の用に供する一般乗合用のバスで規則で定めるものに対しては、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、第62条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

追加〔令和元年条例4号〕、一部改正〔令和3年条例21号・5年29号〕

(環境性能割の賦課徴収の特例)

第8条の2の11 知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足額があることを第63条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の2の11第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下この条から附則第8条の6までにおいて同じ。）について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第168条第2項の規定その他の環境性能割に関する規定（法第171条及び第172条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については、法第17条の5第1項中「五年」とあるのは「七年」と、法第18条第1項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

追加〔令和元年条例4号〕、一部改正〔令和5年条例34号〕

(環境性能割の税率の特例)

第8条の2の12 営業用の自動車に対する第63条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

注 令和7年4月1日から施行〔令和5年34号〕

(環境性能割の税率の特例)

第8条の2の12 営業用の自動車に対する第63条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
略	略	略

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年71号・3年21号・5年34号〕

(環境性能割の課税標準の特例)

第8条の2の13 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この条、附則第8条の4及び第8条の5において「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和

7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から650万円（乗車定員30人以上の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので総務省令で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等にあっては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により令和7年9

月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までにに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から350万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までにに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から175万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から175万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第63条の6又は第63条の7の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

追加〔令和元年条例4号〕、一部改正〔令和2年条例71号・3年21号・5年29号〕

（種別割の減免）

第8条の3 知事は、当該年度の前年度において国又は道の補助を受けて、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（当該補助の対象となった期間において、その営業者が一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者に限る。）が、当該年度の種別割の賦課期日において地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものを所有する場合には、当該所有するバスについては、令和5年度分及び令和6年度分に限り、規則で定めるところにより、種別割を減免する。

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号
- (3) その他知事が必要と認める事項

全部改正〔平成14年条例13号〕、一部改正〔平成16年条例76号・18年60号・62号・20年76号・21年54号・22年29号・24年78号・26年82号・28年75号・29年41号・31年60号・令和元年4号・3年21号・5年29号〕

(種別割の税率の特例)

第8条の4 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。第3項第1号及び次条第3項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。第3項第2号及び次条第3項において同じ。）、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車をいう。次条第3項において同じ。）、混合メタノール自動車（法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第3項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第3項において同じ。）並びに自家用乗用車等（自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。同条第1項第1号において同じ。）、キャンピング車（自家用に限る。同項第2号において同じ。）及び自家用乗用車税率適用自動車（第64条第1項第4号オに掲げる自動車のうち、当該自動車の構造、用途等により自家用の乗用車に区分するものをいう。次条第1項第1号において同じ。）をいう。同条において同じ。）、第64条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（第3項第4号及び第4項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（第3項第5号及び第4項第2号において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（第3項第6号及び第4項第3号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第64条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	1万900円
	1万3,800円	1万5,800円
	1万5,700円	1万8,000円
	1万7,900円	2万500円
	2万500円	2万3,500円
	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,200円	3万1,200円
	4万700円	4万6,800円
第64条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	1万2,000円	1万3,200円
	1万5,000円	1万6,500円
	1万8,500円	2万300円
	2万2,000円	2万4,200円
	2万5,500円	2万8,000円

	2万9,500円	3万2,400円
	4,700円	5,100円
第64条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	1万1,500円	1万2,600円
	1万6,000円	1万7,600円
	2万500円	2万2,500円
	2万5,500円	2万8,000円
	3万円	3万3,000円
	3万5,000円	3万8,500円
	4万500円	4万4,500円
	6,300円	6,900円
第64条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	1万5,100円	1万6,600円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	1万1,200円
	2万600円	2万2,600円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	2万9,100円
	3万2,000円	3万5,200円
	3万8,000円	4万1,800円
	4万4,000円	4万8,400円
	5万500円	5万5,500円
	5万7,000円	6万2,700円
第64条第1項第3号イ	6万4,000円	7万400円
	3万3,000円	3万6,300円
	4万1,000円	4万5,100円
	4万9,000円	5万3,900円
	5万7,000円	6万2,700円
	6万5,500円	7万2,000円
	7万4,000円	8万1,400円
8万3,000円	9万1,300円	
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	1万3,200円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項)	附則第8条の4第1項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額 (同項の規定により読み替えて適用される次項)
第64条第1項第5号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円
第64条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第64条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

第64条第3項	定める額	定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
---------	------	---

2 前項の規定の適用がある場合における第68条第1項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額（附則第8条の4第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

3 次に掲げる自動車に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用乗用車等（営業用の乗用車及び第64条第1項第4号オに掲げる自動車のうち、当該自動車の構造、用途等により営業用の乗用車に区分するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」と

いう。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第64条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第64条第1項第1号イ	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
	11万円	2万7,500円
第64条第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	第64条第1項第2号イ	8,000円
1万1,500円		3,000円
1万6,000円		4,000円
2万500円		5,500円
2万5,500円		6,500円
3万円		7,500円
3万5,000円		9,000円
4万500円		1万500円
6,300円		1,600円

第64条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第64条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円
第64条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	3,000円
第64条第1項第4号イ	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円
	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円
	8万8,000円	2万2,000円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項)	附則第8条の4第3項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額 (同項の規定により読み替えて適用される次項)
第64条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円

第64条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第64条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の25を乗じて得た額（その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額）

4 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条第1項第1号ア、第4号オ及び第5号アの規定の適用については、当該営業用乗用車等が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第64条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円

	4万700円	2万500円
第64条第1項第4号オ	前3号又は次号に掲げる額 (次項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)	附則第8条の4第4項の規定により読み替えて適用される第1号ア又は次号アに掲げる額
第64条第1項第5号ア	4,500円	2,500円

5 前2項の規定の適用がある場合における第68条第1項の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

追加〔平成13年条例45号〕、一部改正〔平成14年条例13号・15年42号・16年76号・79号・17年60号・18年60号・62号・20年76号・21年54号・66号・22年29号・35号・24年78号・26年82号・28年75号・78号・29年9号・41号・59号・31年60号・令和元年4号・2年67号・71号・3年21号・5年29号〕

第8条の5 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例（以下この項において「平成29年改正前の北海道税条例」という。）第62条の規定により平成29年改正前の北海道税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及び平成29年改正前の北海道税条例の規定により平成29年改正前の北海道税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第62条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、第64条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車又は自家用乗用車税率適用自動車

ア 総排気量（ロータリーエンジンを搭載した自動車にあつては、単室容積にローターの数を乗じて得た数値に1.5を乗じて得た数値をいう。以下この項において同じ。）が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの 年額 2万9,500円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万9,500円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万1,000円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万6,500円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万8,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円

(2) キャンピング車

ア 総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの 年額 2万3,600円

イ	総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	2万7,600円
ウ	総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	3万1,600円
エ	総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	3万6,000円
オ	総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	4万800円
カ	総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	4万6,400円
キ	総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	5万3,200円
ク	総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	6万1,200円
ケ	総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額	7万400円
コ	総排気量が6リットルを超えるもの	年額	8万8,800円

2 第68条第1項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等について準用する。

3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号	2万9,500円	3万3,900円
	3万4,500円	3万9,600円
	3万9,500円	4万5,400円
	4万5,000円	5万1,700円
	5万1,000円	5万8,600円
	5万8,000円	6万6,700円
	6万6,500円	7万6,400円
	7万6,500円	8万7,900円
	8万8,000円	10万1,200円
	11万1,000円	12万7,600円
第1項第2号	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,600円	3万1,700円
	3万1,600円	3万6,300円
	3万6,000円	4万1,400円
	4万800円	4万6,900円
	4万6,400円	5万3,300円
	5万3,200円	6万1,100円
	6万1,200円	7万300円
	7万400円	8万900円
	8万8,800円	10万2,100円

4 前項の規定の適用がある場合における第68条第1項の規定の適用については、同項中「第64条第1項及び第2項に規定する税率の額」とあるのは、「附則第8条の5第1項に規定する税率の額（同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

追加〔令和元年条例4号〕、一部改正〔令和元年条例第4号〕

（種別割の賦課徴収の特例）

第8条の6 知事は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第65条の納期限（納

期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第66条及び第67条並びに法第177条の14の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項、第18条第1項及び第177条の18第1項の規定の適用については、法第17条の5第3項中「三年」とあるのは「七年」と、法第18条第1項中「五年間」とあるのは「七年間」と、法第177条の18第1項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第十二条の五第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

追加〔令和元年条例4号〕、一部改正〔令和5年条例第34号〕

（鉱区税の課税標準等の特例）

第9条 鉱業法施行法（昭和25年法律第290号）第1条第2項の規定により鉱業法による採掘権となったものとみなされた砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するものに対する第71条の規定の適用については、同条第1項第2号中「面積100アールごとに 年額 200円」とあるのは「延長1,000メートルごとに 年額 600円」と、同条第3項中「100アール」とあるのは「1,000メートル」とする。

追加〔昭和40年条例1号〕、一部改正〔昭和41年条例2号・55号・43年22号・44年22号・52年21号・58年16号・平成13年45号〕

第9条の2及び第9条の3 削除

削除〔平成21年条例54号〕、一部改正〔平成27年条例37号〕

（狩猟税の課税免除）

第9条の4 道内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われた場合には、第121条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、道の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場

合を含む。次条第1項において同じ。)の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。)に規定する従事者証(次条第2項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの間に行われたときは、第121条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

全部改正〔平成27年条例37号〕、一部改正〔平成31年条例60号・令和元年4号・3年33号・6年65号〕

(狩猟税の税率の特例)

第9条の4の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に道の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第121条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、道の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成27年条例37号〕、一部改正〔平成31年条例60号・令和元年4号・6年65号〕

(上場株式等に係る配当所得等に係る個人の道民税の課税の特例)

第9条の4の3 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより

計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

追加〔平成20年条例79号〕、一部改正〔平成21年条例66号・25年36号・29年41号・43号・令和4年27号・6年65号〕

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第9条の4の4 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第12条の2の3及び附則第12条の2の4第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第12条の2の3第3項及び附則第12条の2の4第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第6号及び第37条の12の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成27年条例41号〕

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第9条の5 道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する道民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の4.8（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2.4）に相当する金額

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される道民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。第4項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第28条の4第5項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第9条の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の5第1項に規定する

土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の5第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

追加〔昭和49年条例12号〕、一部改正〔昭和51年条例53号・52年21号・54年16号・21号・57年5号・63年8号・平成元年17号・6年33号・8年34号・9年8号・10年7号・34号・11年20号・12年126号・13年43号・15年42号・16年76号・18年62号・20年79号・21年54号・66号・26年82号・29年41号・43号・令和元年4号・2年67号・5年29号・6年65号〕

（長期譲渡所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第10条 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項及び第2項並びに附則第10条の3第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算したところによる。）をいい、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第26条の3第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。
- (4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

追加〔昭和44年条例27号〕、一部改正〔昭和46年条例17号・50年18号・54年21号・55年63号・57年5号・59年50号・62年36号・平成元年17号・2年15号・3年24号・5年20号・6年33号・7年25号・8年34号・9年8号・10年7号・34号・11年20号・26号・13年43号・14年44号・15年36号・42号・16年76号・17年60号・18年62号・20年79号・21年54号・66号・29年43号・令和2年71号・6年65号〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第10条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附則第11条第3項及び附則第12条の4において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第11条第3項及び附則第12条の4において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8）

に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 32万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円）

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第4項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する道民税の所得割について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第2項に規定する期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、当該期間の初日から当該期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項及び次項の規定の適用については、第2項に規定する期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

5 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

追加〔昭和54年条例21号〕、一部改正〔昭和55年条例63号・57年5号・60年4号・62年36号・63年8号・52号・平成元年17号・51号・2年15号・3年24号・5年20号・6年38号・7年40号・8年34号・10年34号・11年26号・12年126号・13年43号・14年44号・48号・15年36号・16年76号・17年67号・18年62号・19年47号・21年54号・66号・23年69号・25年36号・26年82号・29年41号・43号・30年44号・令和元年4号・2年67号・71号・4年27号・5年29号〕

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第10条の3 道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第10条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する道民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8）に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 96万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

追加〔昭和63年条例52号〕、一部改正〔平成元年条例17号・3年24号・7年25号・8年34号・10年34号・11年26号・14年44号・16年76号・18年62号・29年43号〕

（短期譲渡所得に係る個人の道民税の課税の特例）

第11条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3.6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算したところによる。）をいい、附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

3 第1項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の3.6」とあるのは「100分の2」と、「100分の1.8」とあるのは「100分の1」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項において準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第11条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。
- (4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。
追加〔昭和44年条例27号〕、一部改正〔昭和46年条例17号・49年12号・50年18号・52年21号・54年21号・55年63号・57年5号・62年36号・平成5年18号・6年33号・7年25号・8年34号・9年8号・10年34号・12年126号・13年43号・14年44号・16年76号・17年60号・18年62号・20年79号・21年54号・66号・29年43号・令和6年65号〕

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例)

- 第12条** 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。
- 2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する道民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同

法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道民税に関する規定を適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第37条の10第6項第4号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。
- (4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

全部改正〔平成元年条例17号〕、一部改正〔平成6年条例33号・8年32号・9年8号・10年7号・34号・41号・11年20号・26号・12年92号・13年43号・59号・14年13号・15年36号・42号・16年76号・17年67号・18年62号・20年76号・79号・21年54号・66号・22年29号・25年36号・27年41号・29年43号・令和6年65号〕

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第12条の2 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該道民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額)をいう。)の100分の2(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する道民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道民税に関する規定を適用する。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「附則第12条第1項」とあるのは「附則第12条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成25年条例36号〕、一部改正〔平成27年条例41号・29年43号〕

(源泉徴収選択口座内配当等に係る個人の道民税の特別徴収の特例)

第12条の2の2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第37条の12に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、第37条の13の規定に基づき道民税の配当割を徴収する場合における第24条第1項第6号及び第37条の12の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第37条の13の規定の適用については、同条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日(政令附則第18条の4の2第2項において準用する政令第9条の20第1項各号に掲げる場合にあつては、同項各号に定める日)」とする。

全部改正〔平成20年条例79号〕

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る個人の道民税の所得計算の特例)

第12条の2の3 道民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約(次項において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同条第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この項及び次項において「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同条第5項第4号に規定する継続管理勘定(以下この項において「継続管理勘定」という。)から

の未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同条第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた道民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した道民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の規定その他の道民税に関する規定を適用する。

- 3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する道民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の3第3項及び第4項に規定するところにより、道民税に関する規定を適用する。

追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成29年条例43号・令和2年67号〕

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第12条の2の4 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第37条の14第1項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第24条第1項第7号及び第37条の17の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第37条の17において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、同条中「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（次条第2項において「選択口座」という。）が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」とする。

追加〔平成27年条例41号〕、一部改正〔平成27年条例41号・29年43号・令和3年23号〕

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第12条の3 道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得、譲渡

所得及び雑所得については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額が生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 道民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第41条の14第2項第3号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第25条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (3) 第26条の2から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、第26条の2、第26条の3第1項前段、第27条及び第27条の2の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び第2項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」と、附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項の規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の3第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。
- (4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

追加〔平成13年条例43号〕、一部改正〔平成13年条例45号・15年36号・42号・18年62号・20年79号・21年54号・66号・29年43号・令和6年65号〕

（旧民法第34条の法人から移行した法人に係る地方税の特例）

第12条の3の2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）について

は、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第37条第1項の規定を適用する。

- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人とみなして、第44条の11第1項の規定を適用する。

追加〔平成20年条例79号〕、一部改正〔平成23年条例69号〕

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第12条の3の3 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務

者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

- 3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項及び次条において同じ。）により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第5条の4又は附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第5条の4第1項第2号イ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項

附則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

- 4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第5条の4又は附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。
- 5 前各項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による道民税に関する申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

追加〔平成23年条例69号〕、一部改正〔平成25年条例36号・令和元年4号・2年71号〕

（東日本大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

- 第12条の4** 附則第10条の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令附則第27条の3第2項に規定する場合において、同条第3項に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令附則第22条の2第2項に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から政令附則第27条の3第3項に規定する日までの期間を附則第10条の2第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

追加〔平成23年条例69号〕、一部改正〔令和2年条例67号〕

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

- 第12条の5** 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句とする。

附則第5条の4第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
附則第5条の4第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第5条の4第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
附則第5条の4の2第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
附則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
附則第5条の4の2第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法

2 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附則第5条の4第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災
---------------	-----------------------	---

	係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
附則第5条の4の2第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.4」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」と、「1万9,500円」とあるのは「2万7,300円」とする。

全部改正〔平成25年条例36号〕、一部改正〔平成27年条例41号・29年9号・43号・31年60号・令和元年4号・4年27号〕

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第12条の6 附則第8条の2の9の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

追加〔平成23年条例33号〕

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第12条の7 道民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち道民の福祉の増進に寄与するものとして知事が定めるものを同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の第26条の3第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

追加〔令和2年条例71号〕

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第12条の8 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第3項及び第12条の5第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

追加〔令和2年条例71号〕、一部改正〔令和3年条例21号・4年27号〕

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第12条の9 第44条の7第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の同条第8項第7号に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第44条の10の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第44条の8第1項及び第44条の10の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第44条の8 第1項	1年6月以内、 同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（同条第8項第7号に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、同条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第44条の10	6月以内	耐震改修の日後6月以内の日まで

追加〔令和2年条例71号〕、一部改正〔令和3年条例21号〕

（個人の道民税の税率の特例）

第12条の10 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の道民税に限り、均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

追加〔平成24年条例17号〕、一部改正〔令和元年条例4号・2年71号〕

（道民税の法人税割の税率の特例）

第13条 昭和51年8月1日から令和8年7月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

追加〔昭和51年条例8号〕、一部改正〔昭和55年条例75号・56年37号・60年38号・平成元年51号・2年32号・7年40号・12年94号・126号・13年43号・14年62号・17年126号・19年47号・22年35号・59号・26年85号・27年56号・29年9号・令和元年4号・2年71号・96号〕

（中小法人等に対する道民税の不均一課税）

第14条 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第24条第5項に規定する法人でない社団若しくは財団であつて、かつ、各事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額（法第23条第1項第4号に規定する法人税額から法第53条第23項に規定する控除対象還付法人税額を控除した額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する各事業年度の法人税割額は、前条の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、各事業年度終了の日の現況による。
- 3 他の都府県においても事務所又は事業所を有する法人の第1項の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額による。
- 4 事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。
- 5 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。
- 6 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項又は第2項の規定が適用される場合に限る。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務のある法人が、法第53条第1項又は第2項に規定する道民税に係る申告書を提出する場合については、当該事業年度開始の日から6月の期間を1事業年度とみなして、第1項から前項までの規定を準用する。

追加〔昭和51年条例8号〕、一部改正〔昭和56年条例37号・59年55号・63年8号・平成2年32号・7年40号・12年94号・14年62号・18年60号・19年47号・22年35号・26年85号・29年9号・令和元年4号・2年71号〕

附 則 昭和26年から平成24年まで略

附 則（平成25年 3 月 30 日 条例第31号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道税条例附則第 8 条の 2 の 5 第 7 項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 7 月 16 日 条例第36号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第 5 条の 4 第 1 項第 2 号ウの改正規定（「第10条の 3 の 2」を「第10条の 3 の 3」に改める部分に限る。）、同条第 3 項の改正規定及び附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第41条の19の 5」を「第41条の19の 4」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 第22条第 1 項の改正規定及び次項の規定 平成26年 4 月 1 日
 - (3) 附則第 5 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号の改正規定、附則第 5 条の 4 の 2 の改正規定（同条第 1 項第 2 号に係る部分を除く。）並びに附則第12条の 5 の改正規定 平成27年 1 月 1 日
 - (4) 第24条第 1 項、第26条の 3 第 1 項第 3 号、第34条の 2、第37条の10、第37条の12及び第37条の13の改正規定、第37条の14第 2 項を削る改正規定並びに第37条の17及び第37条の18の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項までの規定 平成28年 1 月 1 日
 - (5) 附則第 5 条の 5 の改正規定（「附則第12条第 1 項」の次に「、附則第12条の 2 第 1 項」を加える部分に限る。）並びに附則第 9 条の 4 の 3、第12条及び第12条の 2 の改正規定並びに附則第 7 項、第10項及び第11項の規定 平成29年 1 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第22条第 1 項の規定は、平成26年 4 月 1 日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）第22条第 1 項に規定する行為については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第 1 項第 5 号及び第34条の 2 の規定は、平成28年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条の10、第37条の12及び第37条の13の規定は、平成28年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。
- 5 新条例第24条第 1 項第 7 号、第37条の14、第37条の17及び第37条の18の規定は、平成28年 1 月 1 日以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第 5 条の 6 及び第 5 条の 7 の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成25年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第 5 条の 5、第 9 条の 4 の 3、第12条及び第12条の 2 の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税について

は、なお従前の例による。

8 新条例附則第7条の2の規定は、法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

9 新条例附則第12条の3の3第2項の規定は、道民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

(北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 北海道税条例の一部を改正する条例(平成20年北海道条例第76号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「前」との次に「、「附則第12条第1項」とあるのは「北海道税条例の一部を改正する条例(平成25年北海道条例第36号)による改正後の北海道税条例(以下この項において「新条例」という。)附則第12条第1項又は附則第12条の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第12条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)又は新条例附則第12条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

(北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 前項の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の北海道税条例附則第12条の2の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第61号)

[北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の附則]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道税条例の一部改正)

2 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項第3号中「前号」の次に「及び次号」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例(平成25年北海道条例第61号)で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの(同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

附 則(平成26年3月31日条例第82号)

[北海道税条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)第44条の10の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の住宅の取得に対して課すべ

き不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第44条の10の6の規定は、施行日以後の同条第1項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。
- 4 この条例による改正前の北海道税条例第44条の10の5の規定は、同条第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項及び第4項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により政令」とあるのは「に限る。」の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、同条第4項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」とする。
- 5 新条例附則第8条の2の3の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第8条の4の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月15日条例第85号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第5条、第6条第1項、第44条の2の2第3項及び第44条の7の改正規定並びに第3条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例附則第5条の4第1項第2号ウの改正規定 平成27年1月1日
 - (3) 第1条中北海道税条例第26条の3第2項第1号の表、第36条の2及び第36条の3並びに附則第5条の6の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日
 - (4) 第2条（次号に規定する改正規定を除く。）及び附則第6項の規定 平成28年4月1日
 - (5) 第2条中北海道税条例第27条及び附則第5条の4の2第1項第2号の改正規定並びに附則第5項の規定 平成30年1月1日
 - (6) 第1条中北海道税条例第24条第4項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第2項及び附則第5条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条及び第34条の2並びに附則第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による改正後の北海道税条例第27条及び附則第5条の4の2第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成29年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の北海道税条例第34条の2及び附則第15条第6項の規定は、附則第1項第4号に定める日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第1号）

〔北海道行政手続条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

附 則（平成27年3月20日条例第8号）

〔鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第37号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の2から第9条の4の2までの改正規定（附則第9条の4第2項に係る部分に限る。）及び附則第12項の規定は、同年5月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6条の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 新条例附則第6条の3及び第6条の4の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用する。
- 5 新条例第34条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年

度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

6 新条例第39条及び附則第13条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第8条の2の7第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

10 新条例附則第8条の2の7第4項及び第5項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

11 新条例附則第9条の4第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

12 新条例附則第9条の4第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

13 新条例附則第9条の4の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

14 施行日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の4及び第9条の4の2の規定の適用については、新条例附則第9条の4中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第9条の4の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条

例（平成27年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び附則第9条の4の2第1号」を削る。

附 則（平成27年7月21日条例第41号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

〔沿革〕平成28年3月31日条例第75号改正、平成30年7月18日条例第44号改正
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第36条の3第1項の改正規定（「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「又は法」を「又は」に改める部分に限る。）並びに同条例第37条の12及び第44条の10第2項の改正規定並びに同条例附則第5条の4の2、第7条の4、第8条の2の3、第8条の2の5及び第12条の5第3項の改正規定並びに第4条中北海道税条例の一部を改正する条例附則第1項第3号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第43条の8第1項の改正規定及び第4条中北海道税条例の一部を改正する条例附則第3項の改正規定並びに附則第7項の規定 平成27年10月1日

(3) 第1条中北海道税条例第25条第2項にただし書を加える改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定、同条例附則第9条の4の3の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第12条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日

(4) 第2条及び附則第21項の規定 平成29年1月1日

(5) 第1条中北海道税条例第43条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第6項の規定 平成30年1月1日

一部改正〔平成28年条例75号〕

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第25条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条及び第34条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第2項及び第4項並びに第36条の3第2項及び第4項の規定は、施行日以後に申請される新条例第36条の2第1項又は第36条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項又は第36条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

5 新条例第42条の2第2項及び第4項並びに第42条の3第2項及び第4項の規定は、施行日以後に申請される新条例第42条の2第1項又は第42条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された旧条例第42条の2第1項又は第42条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

一部改正〔平成28年条例75号〕

6 新条例第43条の4の2の規定は、附則第1項第5号に定める日以後に同条第1項の申請

が行われる場合について適用する。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 7 新条例第43条の8第1項の規定は、附則第1項第2号に定める日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 8 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第8条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る道たばこ税については、なお従前の例による。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 9 次の各号に掲げる期間内に、北海道税条例第44条の14第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る道たばこ税の税率は、同条例第45条の2の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円

一部改正〔平成28年条例75号・30年44号〕

- 10 平成28年4月1日前に旧条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第45条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 11 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第4項及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）附則第5条第2項の規定による申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号

の4様式の納付書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。）に納付しなければならない。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 13 附則第10項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第41号）附則第11項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分（新条例第45条の2の2から第45条の2の4まで、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第10項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、新条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した地方税法施行規則第16号の5様式の書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 15 平成29年4月1日前に新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（新条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 16 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第11項中「前項」とあるのは「附則第15項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第10項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第5項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成29年5月1日」と、附則第12項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成29年10月2日」と、附則第13項中「附則第10項」とあるのは「附則第15項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第11項」とあるのは「附則第16項において準用する附則第11項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成29年5月1日」と、附則第14項中「附則第10項」とあるのは「附則第15項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 17 平成30年4月1日前に新条例第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売

業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 18 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第11項中「前項」とあるのは「附則第17項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第12項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第6項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成30年5月1日」と、附則第12項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成30年10月1日」と、附則第13項中「附則第10項」とあるのは「附則第17項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第11項」とあるのは「附則第18項において準用する附則第11項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成30年5月1日」と、附則第14項中「附則第10項」とあるのは「附則第17項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成28年条例75号〕

- 19 平成31年10月1日前に北海道税条例第44条の14第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

一部改正〔平成28年条例75号・30年44号〕

- 20 附則第11項から第14項までの規定は、前項の規定により道たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、附則第11項中「前項」とあるのは「附則第19項」と、「同条第4項」とあるのは「同条第14項において準用する同条第4項」と、「附則第5条第2項」とあるのは「附則第5条第7項において準用する同条第2項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成31年10月31日」と、附則第12項中「平成28年9月30日」とあるのは「平成32年3月31日」と、附則第13項中「附則第10項」とあるのは「附則第19項」と、「前3項」とあるのは「同項及び前2項」と、「附則第11項」とあるのは「附則第20項において準用する附則第11項」と、「平成28年5月2日」とあるのは「平成31年10月31日」と、附則第14項中「附則第10項」とあるのは「附則第19項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成28年条例75号・30年44号〕

- 21 第2条の規定による改正後の北海道税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

一部改正〔平成28年条例75号〕

附 則（平成27年10月13日条例第50号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第15条、第16条及び第18条の4（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条、第18条及び第18条の4（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の2、第18条の3及び第18条の4（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

附 則（平成27年12月15日条例第56号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第30号）

〔行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日条例第75号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例附則第6条の4の次に1条を加える改正規定、同条例附則第7条の2の5を同条例附則第7条の2の6とする改正規定、同条例附則第7条の2の4を同条例附則第7条の2の5とする改正規定、同条例附則第7条の2の3を同条例附則第7条の2の4とし、同条例附則第7条の2の2を同条例附則第7条の2の3とし、同条例附則第7条の2を同条例附則第7条の2の2とし、同条例附則第7条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の5

の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第6条の5の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第5項において「2号施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道民税及び2号施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税について適用する。
- 4 新条例第39条及び附則第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び附則第6項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第7条の2の規定は、2号施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
- 6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月19日条例第78号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第64条第3項の改正規定並びに同条例附則第8条の2の3及び第8条の4の改正規定並びに次項及び附則第7項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例第43条、第45条の2の11、第46条の10、第60条及び第61条の21の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 平成29年1月1日
 - (3) 第1条中北海道税条例附則第5条の4第1項第2号ウ及び第5条の7の改正規定 平成30年1月1日
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第64条第3項の規定及び附則第7項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第59条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第63条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定の適用を受けている自動車については、施行日に当該自動車に係る新条例第67条の4第2項の規定による申請書の提出（当該自動車が旧条例第63条第1項第4号に該当している場合にあっては、当該提出並びに新条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示）がされたものとみなして、同条第1項の規定を適用する。
- 6 施行日以後に附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第63条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定の適用を受けた自動車については、施行日に当

該自動車に係る新条例第67条の4第2項の規定による申請書の提出（当該自動車が旧条例第63条第1項第4号に該当する場合にあっては、当該提出並びに新条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示）がされたものとみなして、同条第1項及び第5項の規定を適用する。

- 7 新条例第64条第3項に規定する学校等には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を含むものとする。

附 則（平成29年3月31日条例第9号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

〔沿革〕平成29年7月18日条例第43号、平成30年3月30日条例第4号、令和元年条例第4号改正

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例附則第5条の4の2及び第12条の5の改正規定並びに第4条の規定 公布の日

(2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び次項の規定 平成29年4月1日一部改正〔令和元年条例4号〕

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例附則第8条の4の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の北海道税条例（以下「令和元年新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 4 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 6 令和元年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 7 令和元年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 8～11 略

附 則（平成29年3月31日条例第41号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第27条の2及び附則第9条の4の3第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第4項の規定は、道民税の納税義務者の同条第2項に規定する期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

4 新条例第36条の2第1項及び第36条の3第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第6条の5第2項及び第5項の規定は、法人が施行日以後に提出する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の道民税又は施行日以後にされる法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正（施行日前に提出された法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の道民税若しくは施行日以後にされる法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道民税について適用し、法人が施行日前に提出した法第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の道民税又は施行日前にされた法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る事業年度分の法人の道民税若しくは施行日前にされた同条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第7条の2第2項の規定は、法人が施行日以後に提出する法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正（施行日前に提出された法第20条の9の3の規定による更正請求書に係るものを除く。）に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは法第20条の9の3の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

8 次項から附則第11項までに定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

9 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを北海道税条例第53条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当

該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、法第129条第4項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。

- 10 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
- 11 附則第9項の適用がある場合における法第130条第2項の規定の適用については、同項中「第122条第1項」とあるのは「同項」と、「この節」とあるのは「この項」と、「納期限までの期間又は当該納期限」とあるのは「納期限」とする。
- 12 新条例附則第8条の2の7第4項から第6項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 13 次項及び附則第15項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 14 知事は、納付すべき自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを北海道税条例第65条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第66条及び第67条並びに法第153条の規定を除く。）を適用する。
- 15 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
- 16 附則第9項から第11項まで及び前2項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車取得税及び自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年7月18日条例第43号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例第44条の2及び第44条の10から第44条の10の7までの改正規定並びに同条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 平成30年4月1日
 - (3) 第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号、第25条の2、第26条の2第1号アの表及び第121条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条の2の3及び第12条の2の4

第2項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成31年1月1日
(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成29年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第26条の2（第1号アの表に係る部分に限る。）の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成30年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第43条の4の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。
- 5 新条例第44条の2第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された第1条の規定による改正前の北海道税条例第44条の2第4項の一棟の建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月18日条例第59号）

〔北海道税条例及び北海道循環資源利用促進税条例の一部を改正する条例の附則〕
(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条（北海道税条例附則第8条の2の4第1項第3号及び第8条の4第1項の改正規定を除く。）並びに次項及び附則第3項（北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の改正規定中北海道税条例附則第8条の4の改正規定に係る部分を除く。）の規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例第44条の2の3の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後の家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 北海道税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条のうち、北海道税条例第63条の次に12条を加える改正規定のうち同条例第63条の12第1項第4号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条例附則第8条の4の改正規定中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則 (平成30年3月31日条例第43号)

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条の2第2項並びに第39条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第8条の2の4第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年7月18日条例第44号)

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

〔沿革〕 令和元年条例第4号改正

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第36条の2第1項本文及び第43条の4の2第1項の改正規定並びに同条例附則第10条の2第3項の改正規定 平成31年1月1日
 - (2) 第2条及び附則第12項の規定 令和元年10月1日
 - (3) 第1条中北海道税条例第38条の2第1項の改正規定 令和2年1月1日
 - (4) 第1条中北海道税条例第24条の改正規定、同条例第35条に3項を加える改正規定、同条例第36条の2第1項ただし書、第36条の3、第38条第1項及び第41条の改正規定、同条例第41条の2の次に1条を加える改正規定、同条例第42条の2、第42条の3及び第43条の8の改正規定並びに同条例第43条の11の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第5条第1項、第5条の4第1項第3号、第5条の4の2第1項第2号、第7条の2及び第7条の2の4第1項後段の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 令和2年4月1日
 - (5) 第3条及び附則第13項から第18項までの規定 令和2年10月1日
 - (6) 第1条中北海道税条例第24条の2第1項第2号及び第26条の2の改正規定並びに次項の規定 令和3年1月1日
 - (7) 第4条及び附則第19項から第24項までの規定 令和3年10月1日

(8) 第5条及び附則第25項の規定 令和4年10月1日

一部改正〔令和元年条例4号〕

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第26条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和2年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和元年条例4号〕

3 新条例第24条第5項及び第35条第2項から第4項までの規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和元年条例4号〕

4 新条例第38条第1項及び第41条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例第43条の8第2項及び新条例附則第7条の2の4第1項後段の規定により読み替えられた新条例第43条の11の2の規定は、消費税法（昭和63年法律第108号）第19条に規定する課税期間が附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

7 平成30年10月1日前に第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下この項において「旧条例」という。）第45条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（旧条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこ（北海道税条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第41号）附則第8項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び附則第11項において同じ。）を同日に販売のため所持する新条例第44条の14第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第14項及び第20項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

8 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第15項及び第21項において「平成30年改正法」という。）附則第10条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第1号様式の申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総

務省令」という。)で定める納付書により指定金融機関(収納代理金融機関を含む。附則第16項及び第22項において同じ。)又は出納員(収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。附則第16項及び第22項において同じ。)に納付しなければならない。

- 10 附則第7項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例(平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。)附則第7項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第7項」と、新条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第8項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」と読み替えて、新条例の規定中道たばこ税に関する部分(新条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。)を適用する。
- 11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第7項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 12 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。
- 13 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。
- 14 令和2年10月1日前に新条例第44条の14第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(新条例第45条の2の4第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第20項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 15 前項に規定する者は、平成30年改正法附則第12条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正総務省令」という。)別記第1号様式の申告書を令和2年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 16 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を総務省令で定める納付書により指定金融機関又は出納

員に納付しなければならない。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 17 附則第14項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の北海道税条例（以下この項において「令和2年改正条例」という。）第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。）附則第14項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第14項」と、令和2年改正条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第15項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「令和2年11月2日」と読み替えて、令和2年改正条例の規定中道たばこ税に関する部分（令和2年改正条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 19 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

- 20 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、道たばこ税を課する。この場合における道たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 21 前項に規定する者は、平成30年改正法附則第13条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正総務省令別記第1号様式の申告書を令和3年11月1日までに、知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 22 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、当該申告書に記載した道たばこ税額に相当する金額を総務省令で定める納付書により指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 23 附則第20項の規定により道たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、

第4条の規定による改正後の北海道税条例（以下この項において「令和3年改正条例」という。）第45条の2の2第2項中「前項」とあるのは「北海道税条例等の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第44号。次項及び第45条の2の7第1項において「平成30年改正条例」という。）附則第20項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第20項」と、令和3年改正条例第45条の2の7第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第21項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「令和3年11月1日」と読み替えて、令和3年改正条例の規定中道たばこ税に関する部分（令和3年改正条例第45条の2の2第1項、第45条の2の3、第45条の2の4、第45条の2の6、第45条の2の8及び第45条の2の9の規定を除く。）を適用する。

一部改正〔令和元年条例4号〕

- 24 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により道たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道たばこ税に相当する金額を、北海道税条例第45条の2の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第45条の2の6の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 25 附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日条例第60号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の2及び第12条の5の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成30年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第8条の2の2及び第8条の2の4の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日条例第1号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第26条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第6条の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和元年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第6条の3第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の道民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第26条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の7	「以下この条	「支出したものに限り。）
	租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。以下この条」と、	支出したものに限り。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第2項及び
	とする	と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする
附則第6条の3第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第6条の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以

後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の北海道税条例第26条の3第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月23日条例第4号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例43条の3第1項並びに第43条の3の2第3項の改正規定並びに同条例附則第5条の4の2、第5条の6、第6条第1項、第6条の4及び第6条の5、第7条の2の5から第7条の5まで、第8条の2から第8条の2の4まで、第8条の2の7、第9条の4、第9条の4の2第1項、第9条の5第4項、第10条の2第1項及び第2項、第12条の5第3項、第12条の7並びに第14条の改正規定並びに第3条から第6条までの規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第28条の5及び第28条の6の改正規定並びに同条例附則第12条の3の3の改正規定並びに次項の規定 令和2年1月1日

(3) 第1条中北海道税条例第36条の2第1項、第36条の3第1項、第42条の2第1項及び第42条の3第1項の改正規定 令和2年4月1日

(4) 第1条中北海道税条例第44条の10の6の改正規定及び附則第5項の規定 公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日
一部改正〔令和2年条例71号〕

(5) 第2条及び附則第9項の規定 令和3年4月1日
一部改正〔令和2年条例71号〕

(6) 第1条中北海道税条例第43条の4の2第1項の改正規定 令和4年1月1日
一部改正〔令和2年条例71号〕

(7) 第1条中北海道税条例第28条の3、第30条及び第32条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日
一部改正〔令和2年条例71号〕

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例附則第12条の3の3の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和元年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例第28条の3、第30条及び第32条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和5年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和2年条例71号〕

4 第1条の規定（附則第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第39条並びに附則第7条及び第7条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法

人の事業税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和2年条例71号〕

- 5 附則第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の北海道税条例第44条の10の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる改正規定による改正前の北海道税条例第44条の10の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和2年条例71号〕

- 6 新条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

一部改正〔令和2年条例71号〕

- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。

一部改正〔令和2年条例71号〕

- 8 新条例附則第8条の3の規定は、令和2年度分の種別割について適用し、令和元年度分の自動車税については、なお従前の例による。

一部改正〔令和2年条例71号〕

- 9 第2条の規定による改正後の北海道税条例附則第8条の4及び第8条の5の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

一部改正〔令和2年条例71号〕

附 則（令和2年3月31日条例第67号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第6条の5第1項及び第3項の規定（同条第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。

- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第7条の2第1項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第46条の2の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利

用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月14日条例第71号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第28条の4、第62条の2第3項及び第65条の3の改正規定並びに同条例附則第8条の2の12第2項、第8条の2の13、第8条の4及び第10条第3項第3号の改正規定並びに同条例附則第12条の7を同条例附則第12条の10とし、同条例附則第12条の6の次に3条を加える改正規定（同条例附則第12条の9に係る部分に限る。）並びに第3条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例第45条の2の2第2項にただし書を加える改正規定及び附則第10項の規定 令和2年10月1日
 - (3) 第2条中北海道税条例第45条の2の2第2項ただし書の改正規定及び附則第11項の規定 令和3年10月1日
 - (4) 第2条（前号及び第6号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日
 - (5) 第1条中北海道税条例第63条の6第1項第3号の改正規定 公布の日から起算して2年11月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (6) 第2条中北海道税条例第24条第4項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の道民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和2年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 道民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）附則第3条の政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条の政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第12条の7の規定を適用することができる。
- 4 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の北海道税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4年施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下

「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の道民税について適用する。

- 5 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の道民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の道民税については、附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例(以下「4年旧条例」という。)の規定中法人の道民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 6 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。
- 7 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 8 新条例附則第7条の2の2の規定は、法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 9 新条例第43条の7(第1項第5号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、令和2年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道たばこ税については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月22日条例第96号)

[北海道税条例の一部を改正する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第21号)

[北海道税条例の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の北海道税条例(以下「新条例」という。)第63条の3並びに附則第8条の2の12及び第8条の2の13の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則(令和3年7月14日条例第23号)

[北海道税条例等の一部を改正する条例の附則]

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第44条の2第9項、第61条の12、第61条の17第1項第6号及び第61条の18第1項第6号の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例第39条の改正規定及び附則第3項の規定 令和4年4月1日
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第37条の18第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、施行日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第39条の規定は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第124条及び第125条第1項の規定は、施行日以後に備付けを開始する新条例第124条に規定する道税関係帳簿（次項において「道税関係帳簿」という。）について適用する。
- 5 新条例第125条第2項の規定は、施行日以後に保存が行われる道税関係帳簿に係る電磁的記録（北海道税条例第61条の11第9項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

6及び7 略

附 則（令和3年10月19日条例第33号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日条例第25号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第35条第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条の2第2項、第39条及び第41条の3第1項ただし書の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 次項の規定を除き、第2条の規定による改正後の北海道税条例等の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第71号）附則第7項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1項第4号に掲げる規定による改正前の北海道税条例（次項において「新令和2年改正前北海道税条例」という。）第38条の2第2項及び第39条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 5 新令和2年改正前北海道税条例第39条第2項（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第3号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第44条の7第11項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月8日条例第27号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第44条の4、第44条の6、第44条の8第2項、第44条の10の2第6項、第44条の10の3第1項及び第6項、第44条の10の4第6項、第44条の10の5第6項、第44条の10の6第6項、第44条の10の7第6項、第44条の11第2項並びに第44条の12第2項の改正規定並びに附則第7条の4第2項、第5項及び第7項の改正規定並びに附則第7項の規定
令和5年4月1日
 - (2) 第27条の2の改正規定及び附則第9条の4の3第2項の改正規定並びに附則第6項の規定
令和6年1月1日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。附則第5項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第12条の5第2項及び第3項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。附則第5項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び附則第5項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の

居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の北海道税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条の8第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第5条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第12条の8の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第27条の2の規定及び附則第9条の4の3第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和5年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第44条の4、第44条の6、第44条の8第2項、第44条の10の2第6項、第44条の10の3第1項及び第6項、第44条の10の4第6項、第44条の10の5第6項、第44条の10の6第6項、第44条の10の7第6項、第44条の11第2項並びに第44条の12第2項の規定並びに附則第7条の4第2項、第5項及び第7項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第29号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第41条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度のこの条例による改正前の北海道税条例第41条第1項の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第7条の2の6の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動

産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第8条の2の13の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月25日条例第34号）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中北海道税条例第25条第2項及び第36条の改正規定、同条例第43条の改正規定（「第12号の2様式の納付書によって」を「で定める様式により」に改める部分に限る。）並びに同条例第43条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第8条の2の12第2項の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中北海道税条例第28条の5の改正規定 令和7年1月1日
 - (3) 第2条の規定及び附則第7項の規定 令和7年4月1日
 - (4) 第1条中北海道税条例第19条及び第20条の2の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日
 - (5) 第1条中北海道税条例第61条第3項の改正規定、同条例第61条の2に1項を加える改正規定及び同条例第61条の5の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第8条の2の7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生日（附則第3項及び第4項において「効力発生日」という。）又は公布の日のいずれか遅い日
- （経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 新条例第61条の2第3項及び第61の5の2の規定は、効力発生日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の2の7第1項（第2号に係る部分に限る。）、第6項及び第7項の規定は、効力発生日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、効力発生日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第63条の3及び附則第8条の2の11第2項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第8条の6第2項の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について

適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 7 第2条の規定による改正後の北海道税条例第63条の3及び附則第8条の2の12の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月31日条例第65号）

〔北海道税条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（総務部財政局税務課）